

高校生・大学生・一般社会人向



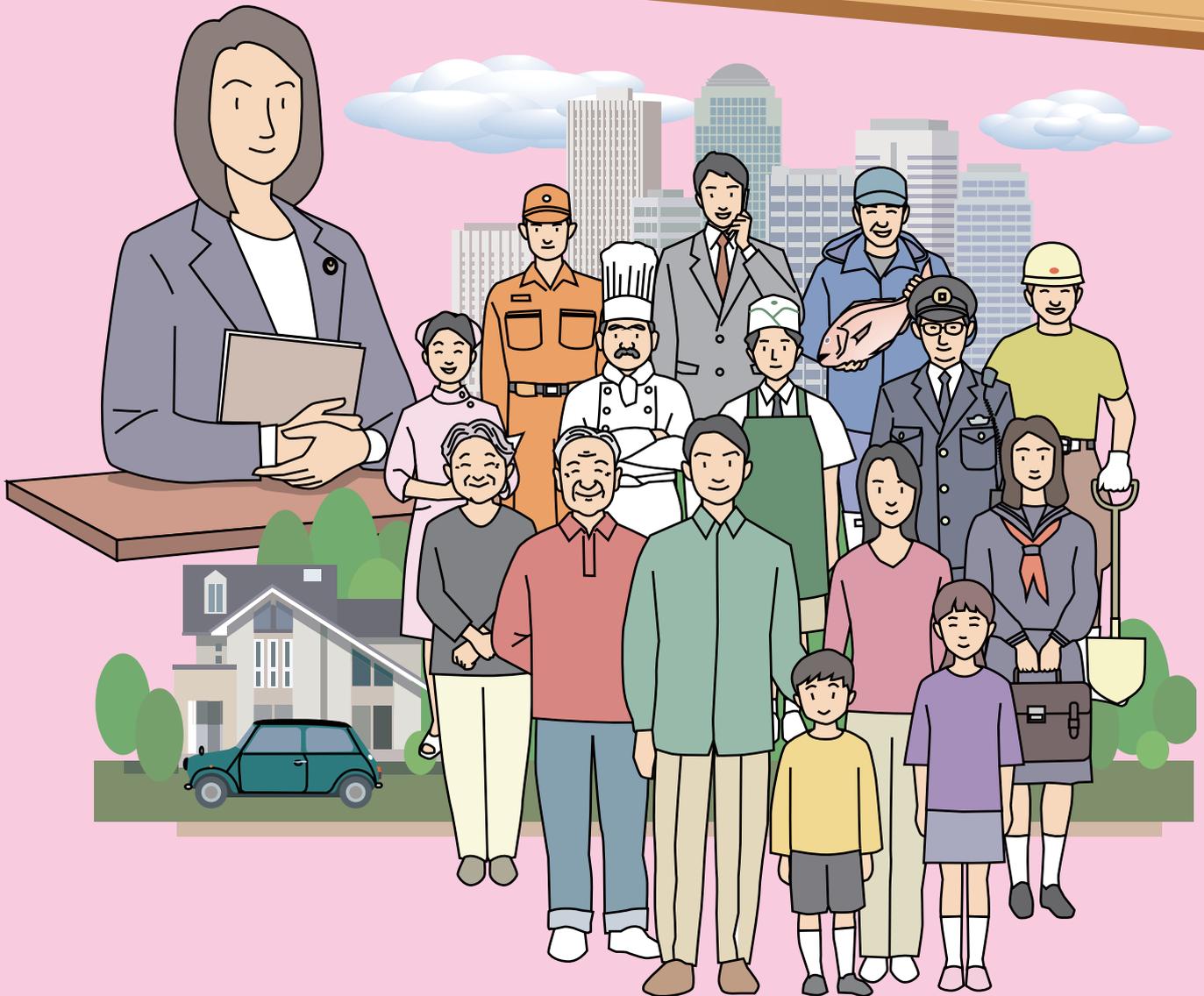
税の1はなし

知っておきたい

平成

27
年度版

※平成 27 年6月1日現在の税法にもとづいて作成



平成27年度版発刊にあたって

国民が安心して暮らせる社会を創るために税金はなくてはならないものです。

わが国の憲法は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三大原則のもとに国民に対して様々な権利を定めており、その行使にあたって負担しなければならない義務の一つとして国民に納税の義務を課し、国に対しては租税の徴収に関し法律の定めに従わなければならない（租税法律主義）等と規定しています。

国その他の公共機関は、国民に様々な公共サービスを提供しており、そのための財源の殆どは税金によって賄われています。税金の使われ方と徴収のあり方は、その税を負担する国民（納税者）が平素から関心を持ち、知っておかなければならない大切な事柄だと思います。

平成29年4月より実施される消費税増税（10%）に伴い、食料品を中心として軽減税率導入をめぐる是非が議論されており、また自然災害（地震・噴火・豪雨等）により被災された方々への救済と復興のための財源の確保や、少子高齢化に伴う社会保障のあり方、国債に依存した財政をいかに健全化させるか等、私たち国民が「豊かで安全で、安心な暮らし」をしていくために、国や地方公共団体が徴税を含め、どのような政策を立てていくのか、しっかりと見守らなくてはなりません。

私たち税理士は、「自らの税金は、自ら計算して納める。」という「国民主権」の最たるものとしての申告納税制度の理念にそって、税理士業務を通じて納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。その一環として東京税理士会では、平成16年に高校生・大学生及び社会人向けに「高等学校学習指導要領」に準拠した本書を発行して以来、毎年改訂し、主に税理士が児童・生徒・学生・一般社会人に対して行う租税教育や、各地で開催される租税教室の教材に供され、現在に至っています。

租税の概略をまとめた本書が、様々な租税教育の現場で活用されるとともに、納税者の方々の租税に対する関心に役立てれば幸いです。

出版にあたりまして、多くの方々に貴重なご意見を賜りましたこと、また、(株)清水書院の皆様には編集から出版まで多大なご協力をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

平成27年 8 月

東京税理士会
租税教育推進部



目次

1 日本における税の歴史4

2 税とは何か6

- (1) 税と私たちがかわり
- (2) 税金の性格
- (3) 財政に果たす税金の役割

3 税金はどのように決められるか8

- (1) 法律にもとづいて納めるというルール
- (2) 支払い能力に応じた公平な負担にするというルール

4 税金と財政11

- (1) 国と地方の予算
- (2) 財政支出のコントロール
- (3) 税金の使われ方
- (4) 国民負担率のあり方

5 さまざまな税金16

6 税金の種類と計算方法18

- (1) 所得税
- (2) 給与所得者と税金
- (3) 個人住民税
- (4) 法人税
- (5) 消費税
- (6) 相続税
- (7) 贈与税

7 申告と納税32

- (1) 申告納税方式と賦課課税方式
- (2) 青色申告と白色申告
- (3) 期限内申告と期限後申告
- (4) 更正の請求と修正申告
- (5) 税務署が行う更正と決定
- (6) 納税についてのペナルティ

8 税務調査と不服申立て34

- (1) 一般の税務調査と強制調査
- (2) 異議申立てと審査請求、訴訟
- (3) 納付期限の延長

9 納税者の権利と義務36

- (1) 納税の義務
- (2) 納税者の理解と協力
- (3) 納税者の権利の保護

知っていますか？ 税理士のこと37

- (1) 税理士制度
- (2) 税理士は納税者の代理人
- (3) 税理士の仕事
- (4) 税制建議と社会貢献
- (5) 税理士になるには

所得税の確定申告書の書き方40

[p.40の解答]



コラム

| | |
|-------------------------|----|
| ・アメリカ独立戦争のきっかけは……税金？ | 5 |
| ・税金と会費（サークル会費など）とはどう違う？ | 7 |
| ・参政権について | 9 |
| ・世代間の公平 | 9 |
| ・公平についての二つの考え方 | 10 |
| ・会計検査院とは | 11 |
| ・増えていく国債残高 | 15 |
| ・直接税と間接税 | 17 |
| ・ふるさと納税 | 25 |
| ・マルサで有名な査察とは…… | 34 |
| ・税理士に依頼すれば電子申告・納税は簡単です | 37 |

● 国語の辞典からひろった税に関することば

| | | | |
|------------|---|-----------|---|
| 税 | ：国費・公費支弁（金銭の支払い）のため、国・地方公共団体の権力によって、国民から強制的に徴収する金銭など。 | 税制 | ：租税に関する制度。 |
| 税金 | ：租税として納める金銭。 | 税法 | ：租税に関する法規。租税法。 |
| 租税 | ：①貢ぎ物。年貢。②国または地方公共団体が、その必要な経費を支弁するために、法律にもとづき国民・住民から強制的に徴収する収入。 | 税目 | ：税金の種目。所得税・酒税・法人税・相続税など。 |
| 課税 | ：租税を納税者に割り当てること。また、その割り当てた租税。 | 税源 | ：租税の支払われる源泉となる所得または財産。 |
| 非課税 | ：税金がかからないこと。課税の対象にならないこと。 | 税額 | ：租税の多寡。課税の金額。 |
| 納税 | ：租税を納付すること。 | 税率 | ：租税を割り当てる割合。課税率。 |
| 徴税 | ：租税を徴収すること。 | 税務 | ：租税の割り当てや徴収などに関する行政事務。 |
| 税収 | ：国や地方公共団体の徴税による収入。 | 税関 | ：国境や外国との船・車・飛行機の発着地にあつて、旅客携帯品や貨物などを検査し、税金を徴収する役所。 |
| 免税 | ：租税の納付義務を免除すること。 | 増税 | ：租税の額を増やすこと。 |
| 担税 | ：租税を負担すること。 | 減税 | ：租税の額を減らすこと。 |
| | | 節税 | ：各種の所得控除や非課税制度を活用して、税金の軽減を図ること。 |
| | | 脱税 | ：納税義務者が義務の履行を怠り、納税額の一部または全部をのがれる行為。 |

（『広辞苑』などより）

※本書の記載について

税法の規定のすべてを網羅すると複雑になるため、文中の表現は、原則を優先して平易に記載しました。

詳細については税理士にお問い合わせください。



日本における税の歴史

税金という言葉が使われるようになったのは、明治時代になってからです。1873（明治6）年に地租改正が行われて、租税を金銭で納めるように定められました。それまでは、一部に金銭で納めるものもありましたが、米などの農産物、布などの物、ときには自分の労働力を租税として納めていました。そうした日本における租税の歴史を一覧表にまとめてみました。

税の概略年表

| 時代 | 社会・経済のできごと | 租税に関すること | 租税の決定者とおもな使途 |
|---------|---|--|--|
| 弥生時代 | <ul style="list-style-type: none"> 水稲栽培が農耕の基本に 邪馬台国の卑弥呼、30ほどの小国を統治 | <ul style="list-style-type: none"> 支配者の出現、租税がはじまる 租（収穫物の一部）と賦（労役） | <p>【江戸時代まで】</p> <p>支配者の出現とともに租税はつくられました。封建時代が終わるまでは、各時代の支配者が租税を決め、道路の建設や整備、橋の架設、大寺院の造営などに使っていましたが、これらは公共的な観点というよりも自己の支配の維持のためであり、多くは、かれら支配者（貴族や武士）の生活のために消費されました。また、自己の勢力の拡大をめざした戦費にも使用されました。</p> <p>これに対して支配される側の農民なども、しだいに力もちはじめ、重税や新しい租税負担に対して反対行動をおこすようになりました（土一揆や百姓一揆など）。</p> |
| 飛鳥時代 | <ul style="list-style-type: none"> 592年 聖徳太子、憲法十七条制定 大化の改新はじまる。新しい税制をめざす 大宝律令制定、班田収授法はじまる 銭貨がつけられる | <ul style="list-style-type: none"> 農民への重税禁止 口分田 租（稲の一部）・庸（労役の代わりに布） 調（地方の特産物、手工業品） 雑徭（労役） | |
| 奈良時代 | <ul style="list-style-type: none"> 710年 墾田永年私財法制定、荘園発生 | | |
| 平安時代 | <ul style="list-style-type: none"> 794年 荘園整理令 平清盛が太政大臣になる | <ul style="list-style-type: none"> 年貢・公事・夫役に変わる | |
| 鎌倉時代 | <ul style="list-style-type: none"> 1185年 源頼朝、諸国に守護・地頭をおく 鎌倉幕府、徳政令発布 | | |
| 室町時代 | <ul style="list-style-type: none"> 1338年 室町幕府の成立 日明貿易の開始 商工業が発達 土一揆、徳政一揆の頻発 | <ul style="list-style-type: none"> 倉役・酒屋役・段銭・棟別銭・関銭などの税がはじまる | |
| 安土・桃山時代 | <ul style="list-style-type: none"> 1573年 太閤検地がはじまる | <ul style="list-style-type: none"> 楽市・楽座の制はじまる 全国的な税制度の成立 | |
| 江戸時代 | <ul style="list-style-type: none"> 1603年 江戸幕府の成立 江戸幕府、鎖国 徳川吉宗、享保の改革 松平定信、寛政の改革 水野忠邦、天保の改革 百姓一揆・打ちこわし | <ul style="list-style-type: none"> 農民：年貢（本途物成、五公五民）・小物成・助郷役など 町人：運上・冥加金など 年貢徴収法が検見法から定免法へ | |



庸・調を都に運ぶ奈良時代の農民たち（想像図）



年貢を納める江戸時代の農民たち（円山応挙の絵から写す）

| 時代 | 社会・経済のできごと | 租税に関することから | 租税の決定者とおもな用途 |
|-------------------|---|---|--|
| 明治・大正・昭和時代(前半・戦前) | 1868年 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・明治維新はじまる ・大日本帝国憲法発布 ・日清・日露戦争おこる ・第一次世界大戦はじまる ・関東大震災おこる ・世界恐慌おこる-1929 ・日中戦争はじまる-1937 ・太平洋戦争はじまる-1941 ・終戦-1945 | <ul style="list-style-type: none"> ・近代的な税制度の成立 地租改正(地価に課税、金納)-1873 所得税-1887 営業税(事業税)-1896 ・酒税が税収の1位に-1899 相続税-1905 ・所得税が税収の1位に-1920 ・戦費調達のための増税づく 法人税(所得税から分離)-1940 源泉徴収制度はじまる-1940 ・税務代理士法施行-1942 | <p>【近代・大日本帝国憲法の下】</p> <p>明治維新を経て近代国家への道を歩みはじめた明治時代は、租税も帝国議会で制定された法律によって決定されるようになりました。しかし、主権は天皇にあり、議会の権限には制限がありました。政府は、富国強兵の方針を立て、欧米列強に負けないような軍備をもつためにも多くの租税が使われました。</p> |
| 昭和時代(後半・戦後)・平成時代 | 1945年 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法制定-1946 ・戦後の民主的改革 ・高度経済成長はじまる ・ドルショックおこる ・バブル経済とその崩壊 ・リーマンショック-2008 ・東日本大震災-2011 | <ul style="list-style-type: none"> ・申告納税制度の確立-1947 ・シャープ勧告による税制改革-1949 直接税中心 ・税理士法施行-1951 ・消費税導入(税率3%) -1989 ・消費税率5%に-1997 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)開始-2004 ・消費税率8%に-2014 | <p>【現代・日本国憲法の下】</p> <p>太平洋戦争終了後、日本国憲法の下、主権は国民にあると宣言され、平和国家の建設と国民の福祉向上のために、国民は自らが選んだ議員で構成される国会を通して租税を決定し、その使い道も決定することができるようになりました。</p> <p>現在では、国・地方公共団体とも財政難となり、公共事業のあり方、社会保障など、租税の使われ方に対する国民の関心が高まっています。</p> |

コラム

アメリカ独立戦争のきっかけは……税金？

イギリスは、新大陸に植民地を開こうとして、1607年のバージニア州を手はじめに、アメリカ各地に植民地を設けました。1754～63年にはフランスとのあいだで植民地争奪戦争がおこり、イギリスが勝利した結果、北アメリカ全土がイギリスの支配下におかれました。

この戦争に莫大な費用をつぎこんだために財政が苦しくなったイギリスは、アメリカに対する統制を強化する目的もあって、1764年から砂糖税・印紙税・茶税などを新設し、アメリカ植民地の人々の反発を買いました。

さらに1773年(日本では江戸時代中ごろ、安永3年)、イギリスは、紅茶の輸入・販売権を東インド会社に独占させて、この紅茶に課税し、イギリスの税収を増やそうとしました。それ



茶税に反対して署名するアメリカ植民地の女性たち
(メトロポリタン美術館所蔵の絵から写す)

に反発した植民地の人々は、ボストンの港に停泊していたイギリス東インド会社の船を襲い、茶箱を海中に投げ捨てました。このできごとは、ボストン茶会事件といわれ、この事件が一つのきっかけになり、イギリス本国とアメリカ植民地の対立が本格化して、1775～83年のアメリカ独立戦争へとつながっていったのです。

税って何でしょうか。わかっているようでわからないといわれているのが税ですが、もっとも身近にあるのも税です。納税者としての立場に立って、税とは何かを考えてみます。

(1) 税と私たちのかわり

① 私たちの生活と国の役割



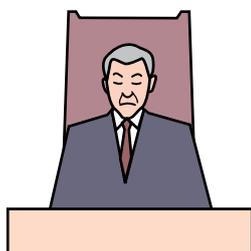
日本国憲法には、私たちが健康で文化的な最低限度の生活をする権利のあることが定められています。そして国には、私たちの生活のあらゆる面に、社会福祉や社会保障を充実させ、公衆衛生を向上させて福祉国家を建設するように求めています(憲法第25条)。

② 国や地方公共団体が行う公共サービス

国や地方公共団体は福祉社会をめざして、これを維持・発展させる役割を果たすために、民間では供給されにくい公共的なサービスを提供しています。国は外交、裁判、公共事業など、一国の規模で行う仕事を分担し、地方公共団体は教育、保健衛生、上下水道など地域社会に密着した仕事を分担しています。

③ 公共サービスの資金と税金

国や地方公共団体がいろいろな公共サービスを提供するためには膨大な資金が必要ですから、何らかの方法で資金を集めなければなりません。そこで、その資金を国民から集めますが、この資金が「税金」なのです。



(2) 税金の性格

税金には、いくつかの性格があります。おもな点をまとめてみましょう。

- 税金は法律に定められた要件を満たす人々すべてに課される、強制的な負担です。

〔払わないでいると、罰金と同じ性格の加算税や、支払いが遅れた日数に応じて計算された延滞税が、別に課されます。〕

- 税金は公共サービス等にあてるための資金ですから、税金を支払った人に対する直接的な見返りはありません。

〔国民生活全体をよくするために課されるものですから、間接的な見返りはありませんが、入場料や授業料などと違って直接的な見返りはありません。〕

- 原則として負担する人の能力に応じて課されます。

〔多くの場合、収入や所得などの、支払い能力に応じて課されます。〕

- 金銭で納めるのが原則です。

〔例外的に相続税には物納が認められています。〕



日本国憲法

第25条【生存権、国の社会的使命】① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(3) 財政に果たす税金の役割

国や地方公共団体はさまざまな財政活動を行っています。この財政活動を支える資金として、税金は、次のような役割を果たしています。

① 資金を集める……公共サービス提供資金の調達

利益を求めて経済活動をする民間では提供することができない公共サービスや、民間よりも充実したサービスを求められる公共サービスなど、財政活動には膨大な資金が必要ですが、この資金を集めるしくみが税金なのです。

② 格差を縮める……所得再分配

資本主義社会では、個人の努力では解決することのできない所得格差や資産格差などの経済的不平等が広がっていく傾向があります。この格差の拡大をそのままにしておくと、犯罪が増えたり、経済が停滞するなど多くの社会問題が生じてきます。

そこで、一般的には所得・資産の多い人からより多くの税金を徴収し、それを財源にして、いろいろな社会保障サービスを行い、国民が健康で文化的な



生活を営むことができるように保障するのです。税金は、このように所得や資産の格差を縮め、富を再分配して経済的格差を少なくしていくための役割も果たしています。

③ 景気を調整する……景気調整

国民生活が安定するようにしていくためには、インフレ・不況などの景気変動は、できるだけ避けなければなりません。そこで国は、景気が過熱したときには増税をして国民の財布のひもを締めさせ、消費や投資を抑えるようにします。その逆に景気が悪いときには減税をし、消費や投資が活発になるようにします。これを景気調整といいます。

また、**超過累進税率**のしくみをもっている税制では、景気調整のためにわざわざ増税や減税をしなくても、自然に景気を整えるはたらきをします。たとえば景気が過熱しているときには国民の財布がふくらみますが、超過累進税率によってそれ以上に税金が増えるので、国民の財布は思ったほどふくらみません。その逆に景気が悪いときには国民の財布はしぼみませんが、税金が減る割合の方が多いので、減税したのとおなじような効果になって、景気の回復に役立ちます。これを**自動景気調整機能**といいます。

▶ 1 財政

国および地方公共団体の経済活動を財政といえます。

▶ 2 超過累進税率

課税される金額が大きくなるにしたがって、税率が段階的に高くなっていきます。

これを単に累進税率ともいいます。

コラム 税金と会費(サークル会費など)とはどう違う?

民主主義における税金は、国民に保障される自由及び権利を保持するための責任や負担であり、そのために国民は納税の義務を負っています。税金は特定のサービスを受益するための契約に基づいて支払うものではないのです。会費は一般的にある特定のサービスを受益するために負担を求められるものであり、個々の契約に基づくものです。

また、税金には富の再配分という機能がありますが、会費にはそのような考え方は馴染みません。

税金は

- ・課される税金の種類やその内容・税率・納付期限などが法律に定められている
- ・税法にもとづいて納税義務者には納税の履行が強制的に求められる
- ・負担能力に応じて個々に税額が異なる
- ・個人個人への直接的な見返りはない
- ・各税法に規定された納税義務者のみが納める

サークル会費は

- ・会費の額や支払日等を会の構成員などが決める
- ・会員だけが負担する任意の費用で、入会や退会が自由にできる
- ・一律同額の場合が多い
- ・個々に直接見返りが受けられる
- ・会員すべてが支払う



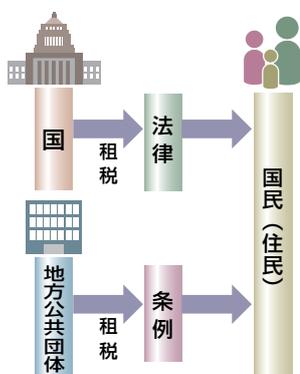
税金はどのように決められるか

国民には納税の義務があります。そして、税金は私たちが働いて得た収入や大切な財産に深くかかわってくるものです。税金をどのように決め、どのように負担するのがよいか。租税の歴史の中から築きあげられた基本的な二つのルールについて、日本国憲法に照らして見てみます。

(1) 法律にもとづいて納めるというルール (租税法律主義)

日本国憲法は第30条に、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ⁽⁵⁾」と定め、さらに第84条に、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。この二つの条文は、私たちが納める税金は国民(住民)によって選ばれた議会(立法府)が定めた法律や条例によってのみ課され、国や地方公共団体は法律や条例の定めにもとづいてのみ税金を課す、ということを保障したものです。このことを「租税法律主義」といいます。

地方税については地方議会が条例(国の法律にあたるもの)によって定めるところから、租税法律主義と同じ意味で「租税条例主義」といっています。



～ 法律はわかりやすく ～

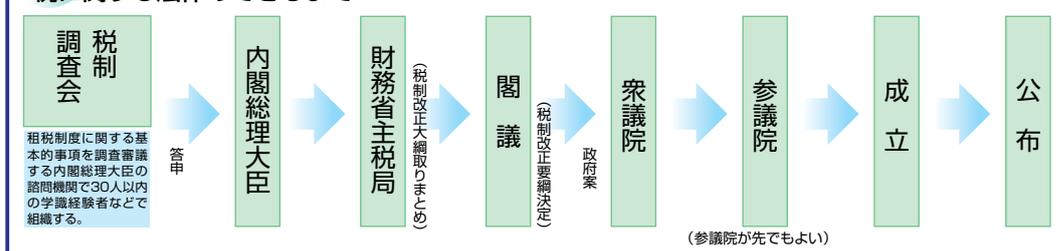
法律のつくり方についてもルールがあります。条文の意味が、はっきりわかるように明確に定めなさいというルールです。抽象的な決め方や曖昧な表現だと、何を決めているのかわからなくなり、法律で定める意味が薄れてしまうからです。

税に関する法律や条例では、下のような五つの大切な要素が定められています。

| | |
|--------|--|
| ①課税主体 | 課税権にもとづいて税金を課し、徴収する主体となるもの(国・都道府県・市区町村など) |
| ②課税物件 | 税金がかかる対象となる物、行為または事実など |
| ③納税義務者 | 納税義務があると定められた個人または法人 |
| ④課税標準 | 課税物件を具体的に数量または金額で表したもの |
| ⑤税率 | 課税標準に対して適用される税額の割合。一定の金額による場合と、一定の率による場合があります。 税額 = 課税標準 × 税率 |

このほかにも、「どのようにして納めるか」、「いつまでに納めるか」、また、「期限までに納められないときはどうするか」というようなことも定められています。このような事柄は、国民やその地域の住民の総意にもとづいたルールといえるでしょう。

税に関する法律のできるまで



コラム 参政権について

参政権とは政治に参加する権利の総称をいいますが、代表的な権利として選挙権、被選挙権を挙げることができます。このうち選挙権とは、国会議員など公職に就くものを選ぶ選挙で投票できる権利をいいます。

1945年以降日本国民である20歳以上*の男女は選挙権を得ることができますが、かつては男子で一定額以上の納税者のみに選挙権が与えられていた時代もありました。現在のように平等に投票できるようになるまでには、長い年月と多くの人々の努力があったのです。

国民一人一人に平等に割り当てられている現在の選挙権ですが、全く問題がないわけではありません。たとえば一票の格差が広がったり、投票率が低かったりすると国民の意思表示が正

しく反映されない場合があるからです。

我々は日本国憲法のもと民主主義社会で暮らしています。民主主義社会においては、国民一人一人の意思の集まりでもって物事を決めることが原則です。日本国憲法では、国民は選挙により選ばれた代表者を通じて国政に参加するしくみを定めています。国民は選挙により選ばれた国会議員を通じ、社会と主体的に関わっているといえます。

この社会との関わりにおいて重要なところは、民主主義社会の本質である個人の尊厳と人権の尊重の実現は、選挙を通じてなされるという点であり、国民が政治に参加する権利、すなわち参政権は民主主義社会の基盤をなす権利であるといえます。

*2015年の公職選挙法改正によって、18歳以上に選挙権が与えられました。



コラム 世代間の公平

世代間の公平とは、現在の世代の利益だけではなく、未来の世代の利益も考慮しなければならないという考え方をいいます。

医療、年金、介護サービスなどの社会保障について世代間格差が論じられています。現行の公的年金のように世代間にわたる所得移転を基礎とする制度では、負担と受益に関して世代間で大きな不均衡が生じることが問題視されています。特に少子高齢化が進むにつれ、若い世代ほど受け取る年金額に比べて負担が大きくなる現行制度では、世代間の負担と受益についての公平性が保たれないという考え方が大きく取り上げられるようになってきました。

また、財政についても公債残高約807兆円、長期債務残高約1,035兆円（平成27年度末見込み）と積み上がった多額な借金の返済は未来世代に引継がれることになります。

負担と受益の公平性については、新たな社会保障制度の構築、税制度の見直し、所得の再配分などを中心課題として、国民全体で議論し選択していかなければなりません。

世代間の公平は、社会保障や経済についてだけでなく、地球温暖化などの環境問題についても考えていく必要があります。過去世代、現在世代、未来世代という同時に存在しない世代間の権利や義務を論じるときに、「未来世代の生存権を保障する責任が現在世代にある」という考え方が議論の基礎にあることを忘れてはなりません。

公平に対する考え方は立場が変わると変化することもあります。公平観は人によってまた時代によって異なることが少なくないため、世代間の公平性を確立することは簡単ではありません。公平な秩序ある社会を構築するために、ここにも「思いやり」の心が必要です。

(2) 支払い能力に応じた公平な負担にするというルール(応能負担の原則)

日本国憲法第14条第1項は、私たちがすべて法の下に平等に取り扱われる権利があることを保障し、それとともに不合理な差別を禁止しているといわれています。これは税金の法律をつくるときに負担のしかたを決める場合にもあてはまることです。形のうえの平等ばかりではなく、税金を負担する能力(担税力)に応じて公平に課すなど、実質的にも公平でかつ平等な負担になるように定めることを必要とします。税金は支払い能力に応じた公平な負担にしなければならないというルール、これを「**応能負担の原則(租税公平主義)**」といいます。

コラム 公平についての二つの考え方

～水平的公平と垂直的公平～

公平な負担を実現するのはたいへん難しいことです。まず、おなじ経済力の人におなじ負担になるように、たとえば300の所得の人の税金が30なら、300の所得の人は均しく30になるように形式的公平をはかる必要があります。これを水平的公平といいます。

さらに、おなじ10%の負担でも、所得1,000の人と100の人では負担感が違います。1,000の人は900、100の人は90手元に残りますが、生活のために90が必要な場合、100の人は生活以外は何も使えないからです。そこで、経済力のある人には200あるいは300とより多くの負担を求

め、累進課税で実質的な公平をはかる必要があります。これを垂直的公平といいます。

公平な負担を実現するためには、水平的公平と垂直的公平がともに満たされることが大切です。

なお、累進課税は富の再分配をはかるはたらきがありますが、所得の多い人ほど税金の負担が大きくなるために、累進度がつよすぎると「働く意欲をなくす」という意見があります。国民が望む税金の累進度については、国民の代表である国会をとおして反映されることとなります。

▶ 1 累進課税

累進税率を用いて課税する税制。支払い能力に応じて税金を負担するしくみで、主として直接税に取り入れられています。

日本国憲法

第13条【個人の尊重と公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等】① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利・義務】① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第29条【財産権】① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第84条【租税法律主義】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

(1) 国と地方の予算

国および地方公共団体の収入と支出にかかわる事務は、毎年4月から翌年3月までの会計年度という期間で行われます。この1年間の収入を「歳入」、支出を「歳出」といいます。歳入・歳出の一会計年度の見積もりが「予算」です。

国の場合、内閣が翌会計年度の予算案を作成して、国会に提出し、その審議・議決を経たうえで執行することになっています。また、一会計年度が終了すると、歳入・歳出の実績を数値で表した決算が作成され、会計検査院の検査・確認を経た後、内閣から国会へ提出されることになっています。

地方公共団体の場合、それぞれの長が翌会計年度の予算案を作成して、議会に提出し、議会の審議・議決を経て、執行することになっています。一会計年度が終了すると、決算を議会に提出します。



(2) 財政支出のコントロール

国会は、国の財政支出に対するコントロールを、予算を審議することで行います。

予算の編成や執行が適切・有効に行われたかどうかチェックし、その結果を次の予算編成や執行に反映させることは、国の財政活動を健全に維持していくために重要なことです。

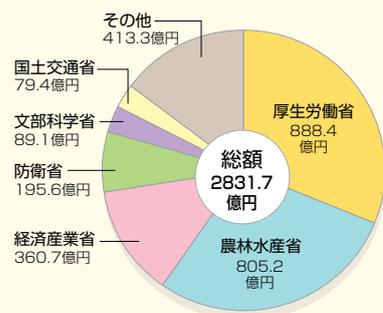
しかし現代は、社会政策、不況対策、産業・経済対策など国家の活動も活発で、それにともなって、財政規模がいちじるしく増大し、複雑になっています。国会での予算コントロールも難しくなってきました。誰がみても実態や全貌を確かめることができるようなわかりやすい予算が組まれるように関心を強めていくことが、民主主義の望ましいあり方といえるでしょう。

コラム 会計検査院とは

会計検査院は、国の財政に関する収入・支出の決算の検査、会計・経理の監督などを行う国の行政機関で、憲法および会計検査院法にもとづいて設けられたものです。

会計検査院には職員が1,254人おり、その内、検査官は3人、調査官及び調査官補は約970人です。憲法で定められた独立機関としてどこからも支配や干渉を受けていない組織です。十分かつ大胆な検査を行うことが期待されています。

2013年度に会計検査院が税金の無駄遣いや不正支出を指摘したのは578件で、その内容は右のグラフのとおりでした。



2013年度
会計検査院が指摘した不適切な会計処理

(会計検査院「平成25年度決算検査報告の概要」より)

日本国憲法

第90条【会計検査】① 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

第91条【財政状況の報告】内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年1回、国の財政状況について報告しなければならない。

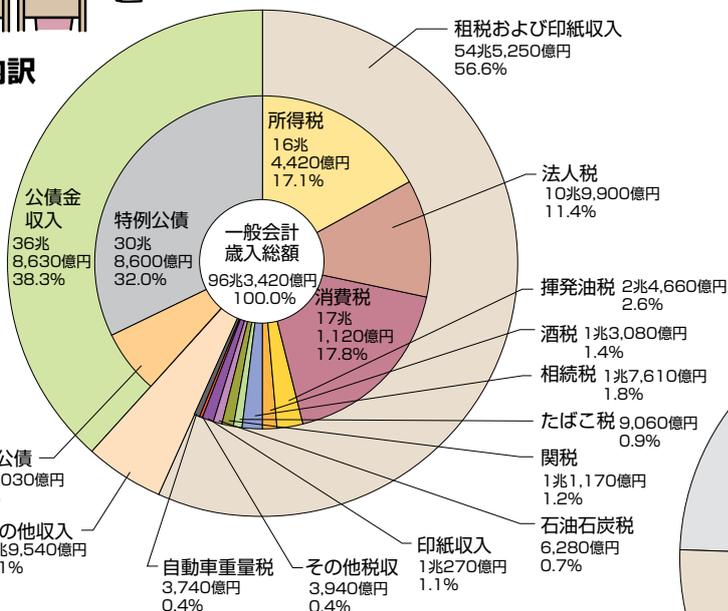
(3) 税金の使われ方



私たちはこれまでに、国や地方公共団体が行う公共サービスの資金として租税が必要であることを知りました。ところで、納税者が納めた税金はどのくらいの規模で、どのような公共サービスに、どのくらいの割合で使われているのでしょうか。

以下、予算をとおして、税金の収入規模や税金の使われ方をみてみましょう。

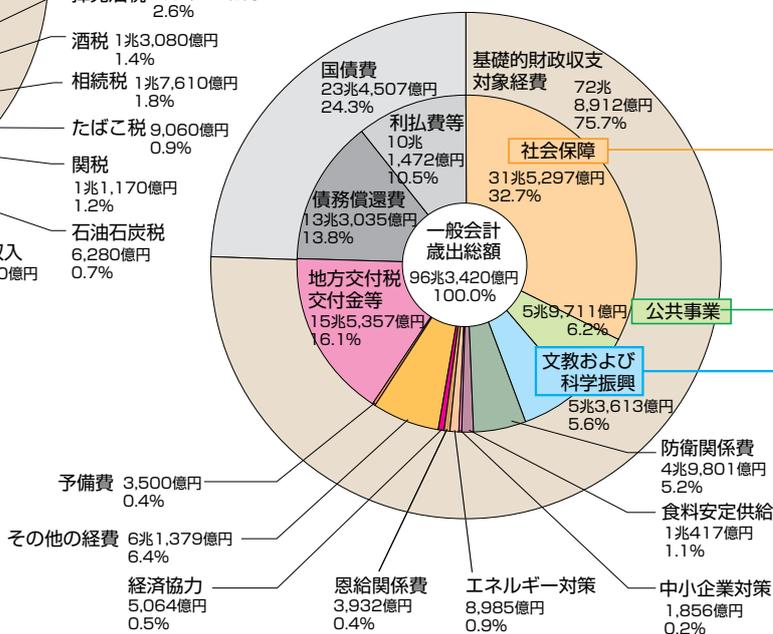
歳入内訳



一般会計当初予算(国)

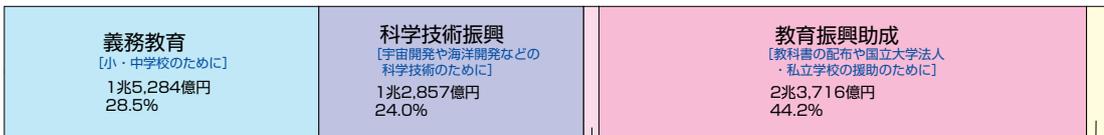
平成27年度

歳出内訳



※注 各項目の金額・構成比は単位未満四捨五入のため、合計数値と一致しないことがあります。

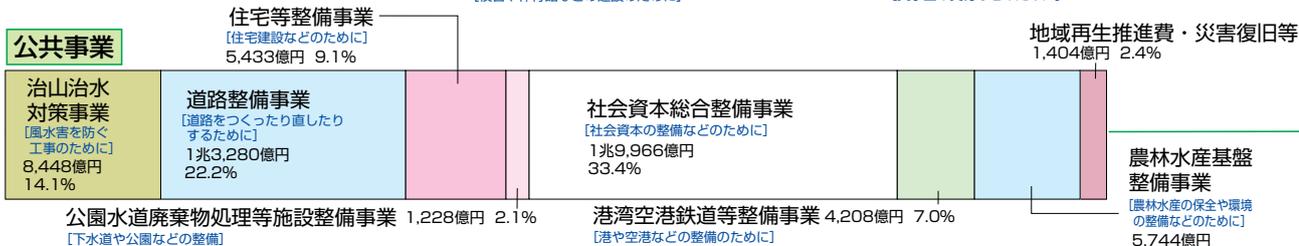
文教および科学振興



文教施設 729億円 1.4%
[校舎や体育館などの建設のために]

育英事業 1,027億円 1.9%
[奨学金の貸付などのために]

公共事業

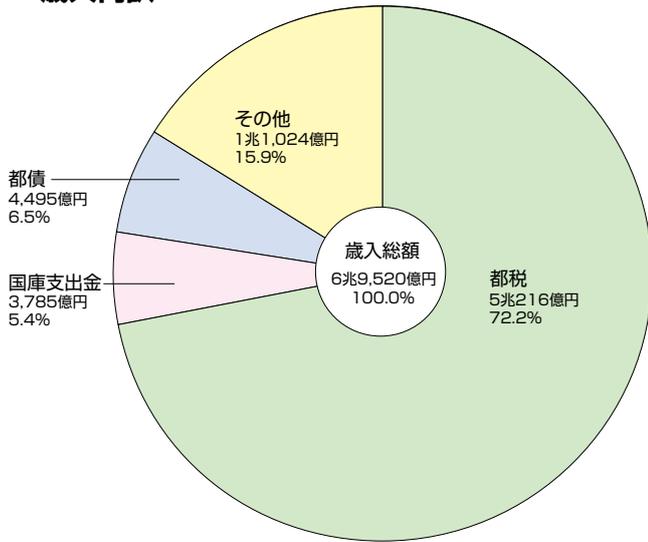


社会保障

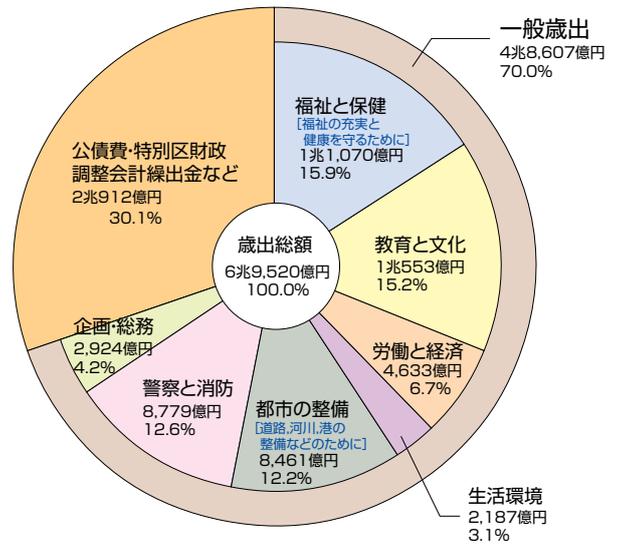


一般会計当初予算(東京都)
平成27年度

歳入内訳



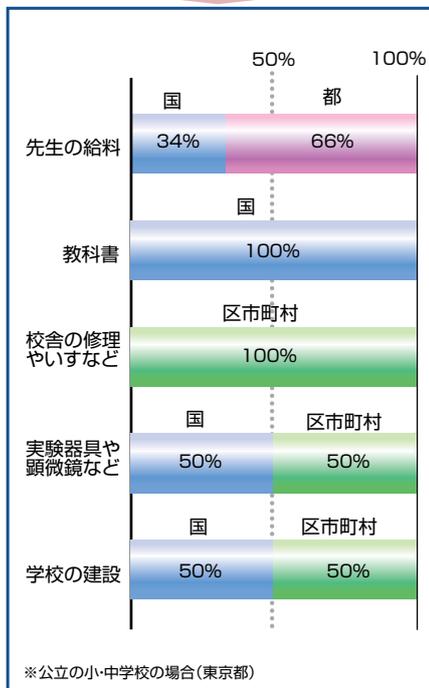
歳出内訳



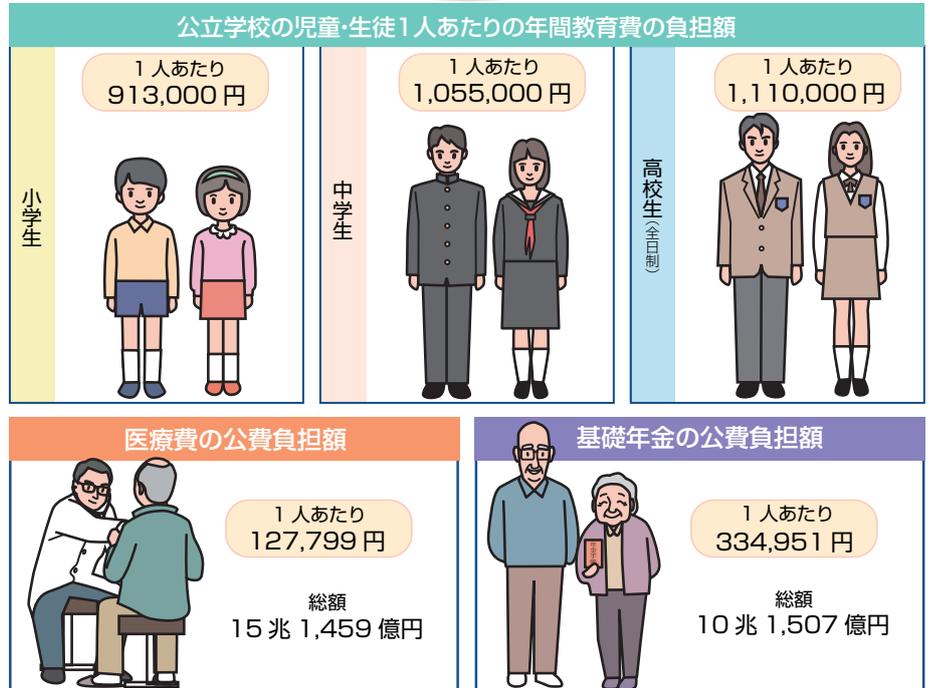
※注 各項目の金額・構成比は単位未満四捨五入のため、合計数値と一致しないことがあります。

教育や社会保障費に使われる税金

教育費の国と地方の負担割合



国と地方公共団体の負担合計額



(参考資料)・文部科学省「平成25年度 地方教育費調査(確定値)について」・厚生労働省「平成24年度 国民医療費の概況」・厚生労働省「平成26年度 厚生労働省白書 資料編」

(4) 国民負担率のあり方

下のグラフは各国の国民負担率を表したものです。国民負担率とは、国民が租税（税金）や社会保障（年金・健康保険料など）を年間どのくらい負担したかという割合を示す指標です。租税負担と社会保障負担をたして国民所得で割ったものです。

日本の国民負担率は、国際比較すると低い水準にあります。しかし、今後さらに高齢化がすすんで社会保障費が増えていくことがみこまれるのに対して、国の財政は国債費の償還資金などで圧迫され、改善の見通しも立たない状況です。国民にも税金や社会保障料の負担と受益の関係、つまり「高福祉・高負担」か「低福祉・低負担」かの選択が求められるようになってきました。この選択については、国民の代表である国会をとおして、みんなで決めていくことですが、問題は、負担と福祉のバランスにあります。必要な福祉が効果的に得られるように、歳出や税制もふくめて、そのあり方を考えるため、国民の英知を集めることが不可欠といえるでしょう。

このほかグラフからは、国民負担率が国によってかなり違うことがわかります。フランスのように負担率の高い国もあればアメリカのように低い国もあります。また租税で負担しているか社会保障で負担しているかについても、ドイツのように租税と社会保障が半々に近い国もあればアメリカのように社会保障負担が少ない国もあります。

このように国民負担率の高い低いとそのあり方は、社会福祉のしくみや歳出全体の内容などとの関係が深く、単純に国際比較できない難しさがあります。国民負担率の単純な比較だけで高低を論じることは、一面的な視点でしかありません。

▶1 本人の負担と事業所の負担を合わせた額です。

▶2 国民所得

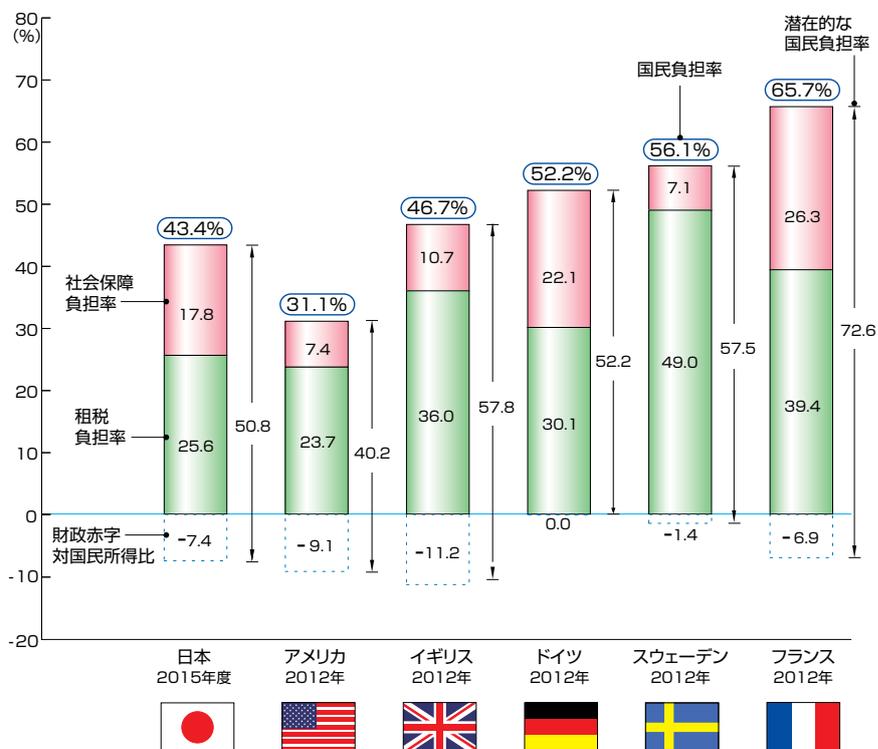
一つの国の居住者が一定期間（ふつうは1年間）に財・サービスを生産して得た所得の合計、価値の総額をいいます。

略称はNI (= National Income)。

国民負担率の国際比較

※注 「潜在的な国民負担率」は、国民負担率に財政赤字対国民所得比を加えたものです。

各国ごとの負担率の割合は、単位未満の四捨五入のため合計数値と一致しないことがあります。



(財務省資料による)

コラム 増えていく国債残高

歳入は歳出をまかなう財源ですから、税金収入が多いことが望ましいのですが、現在、国の歳入総額に占める税金は半分余りで、残りは公債金収入です。公債金収入とは、国が5年、10年などの期限を定めて発行した国債という証券を企業や国民などに買ってもらって得た収入です。これは期限がくると買いもどすことになる、いわば国の借金です。

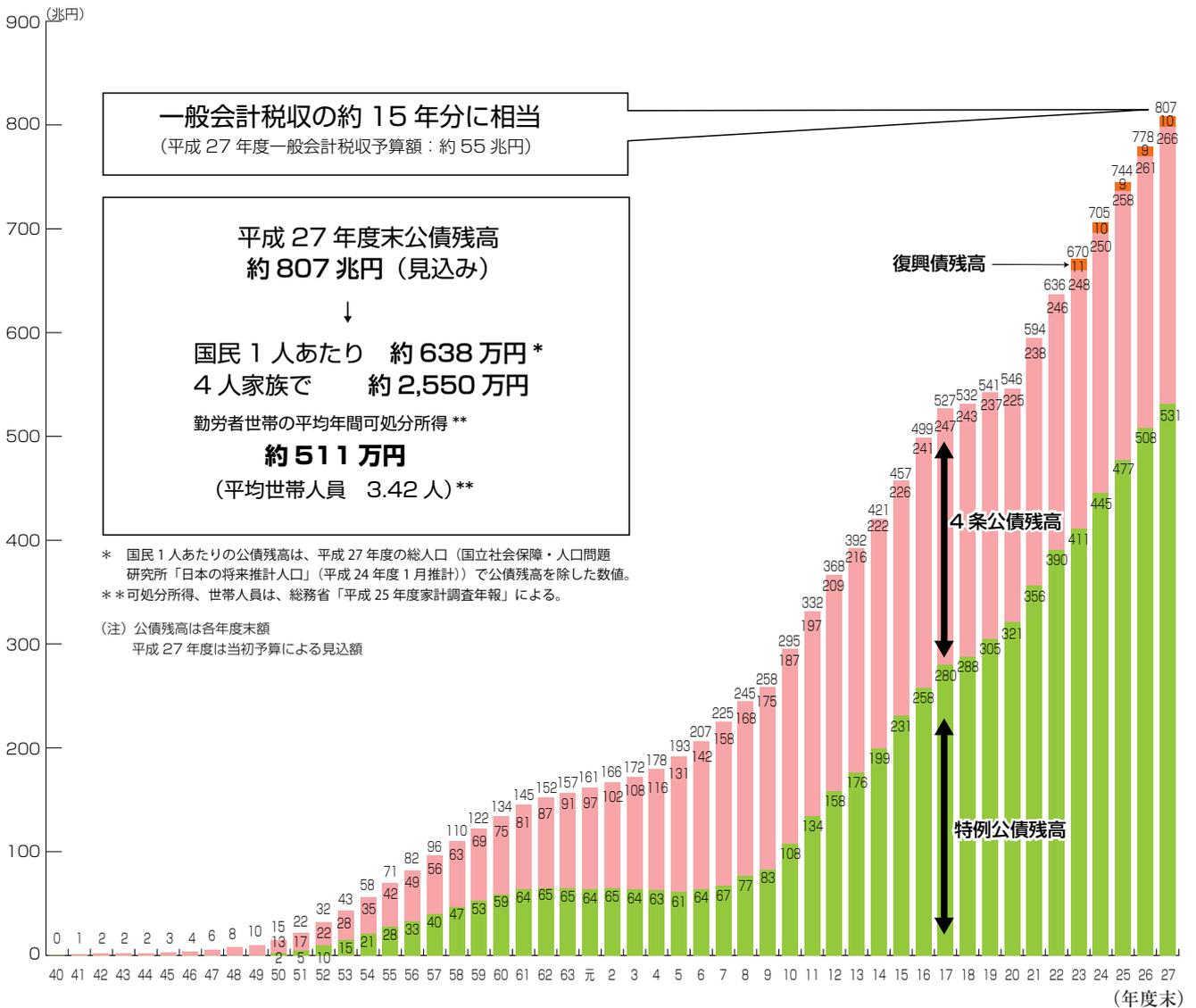
我が国では、国債の発行は原則として禁じられていますが、公共事業などの財源にあてる場合の建設公債（建設国債）に限って認められています。しかし、歳入が不足していてもタイミングよく実施しなければならない経済政策や事業もあります。そこで特例法を定めて、財源を確保するための国債が発行されるようになりました。これを特例公債（赤字国債）といい、石油ショック後の税金不足を補うために1975（昭和50）年から発

行がはじまりました。それ以後、赤字国債は発行されつづけています。

2015（平成27）年度には、歳出見込額96.3兆円に対して、歳入不足を補うために36.9兆円の国債が発行されます。そのうち30.9兆円が特例公債です。これまでに発行した建設公債と特例公債の合計残額は、2015年度末で807兆円とみこまれています。

国債は国の借金ですから、償還期限（借金を返済する約束の日）のきた国債を利子をつけて国が買いもどさなければなりません。そこで、国債を買いもどすためにさらに国債を発行するという悪循環がつづき残高が増えてきたのです。このようにして膨大になった国債残高が我が国の財政を圧迫し、国民の大きな負担となっています。

国債残高の推移（財務省資料による）



さまざまな税金

現在、日本には50以上の税金があります。税金の分類方法はいくつかありますが、ここでは、国に納める税金（国税）と都道府県や市区町村に納める税金（地方税）とに分けてあります。

国に納める税金

所得税*1

個人が所得に応じて負担する税金です。



消費税

商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。



法人税*2

会社などの法人が、所得に応じて負担する税金です。



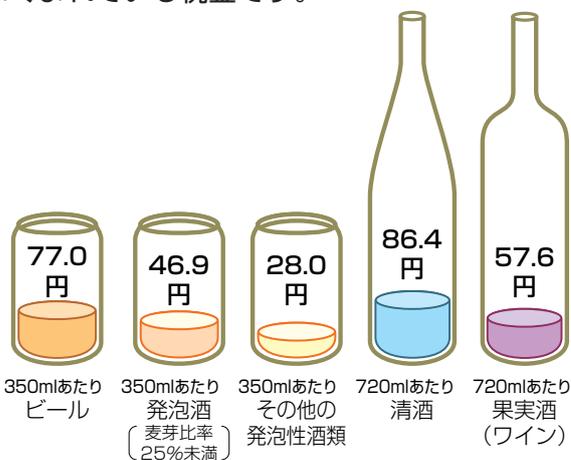
酒税

清酒・ビール・ワインなどの代金にふくまれている税金です。

相続税



死亡した人から財産を相続した人が、相続した財産の評価額に応じて負担する税金です。



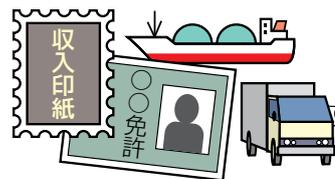
贈与税

個人から財産を無償でもらった人が、贈与を受けた財産の評価額に応じて負担する税金です。



その他

印紙税、登録免許税、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、関税、たばこ税、とん税など。



*1 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2013（平成25）年から2037（平成49）年までの25年間にわたり、基準所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が課税され、上乗せされている。

*2 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2012（平成24）年4月1日から2014（平成26）年3月31日までの2年間の事業年度の法人税額に対して10%の復興特別法人税が別途課税されていました。

都道府県に納める税金

都道府県民税*3

法人や個人が所得に応じて負担する税金です。



自動車税

自動車を所有している法人や個人が負担する税金です。



事業税

事業を営んでる法人や個人が所得などに応じて負担する税金です。



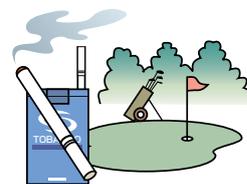
不動産取得税

土地や建物を取得したときに負担する税金です。



その他

地方消費税・自動車取得税・道府県たばこ税・ゴルフ場利用税・宿泊税（都が独自に課税）など。



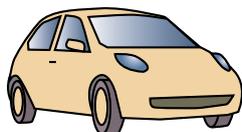
市区町村に納める税金

市区町村民税*3

法人や個人が所得に応じて負担する税金です。



軽自動車税



軽自動車などを所有している法人や個人が負担する税金です。

固定資産税

土地や家屋および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金です。



その他

国民健康保険税・事業所得税・入湯税・特別土地保有税・都市計画税など。



*3 東日本大震災からの復興にあてる財源の確保を目的として、2014（平成26）年度から2023（平成35）年度まで10年間にわたり、住民税の均等割に対し、道府県民税、市町村民税に各500円加算されている。

コラム 直接税と間接税

直接税とは、法律上の納税義務者と実際に税を負担する者が一致していることが予定されている税金をいいます。所得税、法人税、相続税、贈与税、住民税、事業税がそれにあたります。直接税の特徴は、納税者の所得や財産の大きさ、その性質に応じた、ひとりひとりの担税力を考慮した課税ができることです。間接税とは、税が転嫁（税金を価格などに上乗せして負担を

移すこと）されて法律上の納税義務者と実際に税を負担する者が一致しないことが予定されている税金をいいます。消費税、酒税などがそれにあたります。間接税の特徴は、景気に左右されず、一定の税収が確保できることや徴税費が安いことですが、所得の多寡に関係なく同率または同額課税となり、低所得者ほど税の負担割合が高くなります。

税金の種類と計算方法

(1) 所得税



Q 1 所得税とはどのような税金ですか。

所得税の計算方法
 収入金額 - 必要経費 = 所得金額 (表1参照)
 所得金額 - 所得控除 (表2参照) = 課税所得金額
 課税所得金額 × 税率 (表3参照) = 税額



A 1 所得税とは、商売で利益を得た自営業者や会社から給料を受け取るサラリーマンなどが、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得に対してかかる税金です。



Q 2 所得とは何ですか。



A 2 所得とは、その年の収入金額から、その収入を得るために必要とした経費を差し引いたもの、または税法で定められている一定の金額(控除額)を差し引いた残りの金額をいいます。

表1 所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、下の10種類のいずれかにあてはめて計算します。

| 所得の種類 | 収入の種類 | | 所得金額の計算方法 |
|---------------|------------------------------|---------------|--|
| ① 利子所得 | 預貯金・国債の利子など | | 収入金額 = 所得金額 |
| ② 配当所得 | 株式や出資の配当など | | (収入金額) - (株式などを取得するための借入金の利子) |
| ③ 不動産所得 | 家賃・地代など | | (総収入金額) - (必要経費) |
| ④ 事業所得 | 商工業・農業などの事業から生じる収入 | | (総収入金額) - (必要経費) |
| ⑤ 給与所得 | 給料・賃金・ボーナスなど | | (収入金額) - (給与所得控除額) |
| ⑥ 退職所得 ※注3 | 退職金・一時恩給など | | (収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ ※注4 |
| ⑦ 山林所得 ※注3 | 山林の立木を売った収入 | | (総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額) ※注1 |
| ⑧ 譲渡所得 ※注3 | 総合課税 | 所有期間5年以内 | (総収入金額) - (取得費) - (譲渡費用) - (特別控除額) ※注1 |
| | | 所有期間5年超 | {(総収入金額) - (取得費) - (譲渡費用) - (特別控除額)} × $\frac{1}{2}$ ※注1 |
| | 分離課税 | 土地や建物などを売った収入 | (総収入金額) - (取得費) - (譲渡費用) - (特別控除額) ※注2 |
| | 株式などを売った収入 | 申告分離課税 | (総収入金額) - (取得費) - (譲渡費用) |
| ⑨ 一時所得 | 保険の満期一時金・立ち退き料など | | {(総収入金額) - (収入を得るために支出した費用) - (特別控除額)} × $\frac{1}{2}$ ※注1 |
| ⑩ 雑所得 | 公的年金や生命保険契約にもとづく年金など①~⑨以外の所得 | | (総収入金額) - (必要経費または公的年金等控除額) |

※注1：特別控除額は50万円が限度です。
 ※注2：特別控除額は取用等や居住用財産の譲渡に限ります。
 ※注3：表3を使わず、分離課税の税率を適用する場合があります。
 ※注4：特定役員は、取り扱いが異なる場合があります。
 ※注5：平成25年から平成49年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則として、その年分の所得税額の2.1%)を併せて申告・納付することとなります。

表3 所得税の速算表(住民税は一律10%です) ※注5

| 課税所得 a | 税率 b | 控除額 c | 税額 = (a × b - c) |
|----------------------|------|------------|------------------------|
| 195万円以下 | 5% | 0円 | (a × 5%) |
| 195万円を超え 330万円以下 | 10% | 97,500円 | (a × 10% - 97,500円) |
| 330万円を超え 695万円以下 | 20% | 427,500円 | (a × 20% - 427,500円) |
| 695万円を超え 900万円以下 | 23% | 636,000円 | (a × 23% - 636,000円) |
| 900万円を超え 1,800万円以下 | 33% | 1,536,000円 | (a × 33% - 1,536,000円) |
| 1,800万円を超え 4,000万円以下 | 40% | 2,796,000円 | (a × 40% - 2,796,000円) |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 | (a × 45% - 4,796,000円) |

表2 所得控除（所得から差し引かれる金額）

所得控除は、扶養親族が何人いるか、病気や災害による出費があったかなど、個人的な事情も考えて税負担を求めるために設けられています。

この表は平成27年6月1日現在の税法にもとづいて作成されています。

| 種類 | 内容 | 控除額 | |
|--|---|---|--|
| | | 所得税 | 住民税 |
| ① 雑損控除 | 災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害 | (損失額－所得の10%) (損失額のうち災害関連支出)－5万円 | いずれか多い額 |
| ② 医療費控除 | 本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 | 支払医療費－(医療費を補てんする金額)－(10万円か所得の5%のいずれか少ない金額)(最高200万円) | |
| ③ 社会保険料控除 | 本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金などの保険料 | 全額 | |
| ④ 小規模企業共済等掛金控除 | 独立行政法人中小企業基盤整備機構に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金、確定拠出年金掛金 | 全額 | |
| ⑤ 生命保険料控除 *生命保険料控除額の 上限は所得税12万円、住民税7万円 | 本人、配偶者、その他親族を受取人とした生命保険料 | 平成24.1.1以後契約 最高4万円 平成23.12.31以前契約 最高5万円 | 最高2.8万円 最高3.5万円 |
| | 本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料 | 平成24.1.1以後契約 最高4万円 平成23.12.31以前契約 最高5万円 | 最高2.8万円 最高3.5万円 |
| | 本人、配偶者、その他親族を受取人とした介護医療保険料 | 平成24.1.1以後契約 最高4万円 | 最高2.8万円 |
| ⑥ 地震保険料控除 | 居住用の家屋、動産に掛けた地震保険契約に係る保険料など | 最高5万円 | 最高2.5万円 |
| ⑦ 寄附金控除 | 特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る | (特定寄附金の支払額) (所得の40%) | いずれか 少ない額 -2千円 いずれか 少ない額 -10万円 ※平成21年度から税額控除方式 |
| ⑧ 障害者控除 | 本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき | 1人につき 27万円 | 26万円 |
| | | 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円 | 30万円 53万円 |
| ⑨ 寡婦控除 | 夫と死別・離婚した人で扶養親族のある人。または夫と死別して、所得が500万円以下の人 | 27万円 | 26万円 |
| | 所得が500万円以下で子を養育している人 | 35万円 | 30万円 |
| ⑩ 寡夫控除 | 妻と死別・離婚した人で生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人 | 27万円 | 26万円 |
| ⑪ 勤労学生控除 | 本人が勤労学生で所得が一定額以下の人 | 27万円 | 26万円 |
| ⑫ 配偶者控除 | 配偶者の所得が一定金額以下のとき (70歳以上…昭和21.1.1以前生まれ) | 一般控除対象配偶者 | 38万円 |
| | | 老人控除対象配偶者(70歳以上) | 48万円 |
| ⑬ 配偶者特別控除 | 配偶者の所得が38万円を超え76万円未満の場合 | 最高38万円 | 最高33万円 |
| ⑭ 扶養控除 | 親族の所得が一定金額以下のとき (16歳以上23歳未満…平成5.1.2.から平成12.1.1.以前生まれ) (70歳以上…昭和21.1.1以前生まれ) | 一般扶養親族(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満) | 38万円 |
| | | 特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) | 63万円 |
| | | 老人扶養親族(70歳以上) | 48万円 |
| | | 同居老親(70歳以上) | 58万円 |
| ⑮ 基礎控除 | 本人の控除 | 38万円 | 33万円 |

※注 サラリーマンの場合、①、②、⑦の適用を受けるためには、確定申告をしなければなりません。

▶ 1 確定申告書の種類
AとBがあります。

| | |
|---|--|
| A | 申告する所得が給与所得、雑所得、配当所得、一時所得だけの人で、予定納税額のない人が使います。 |
| B | 所得の種類にかかわらず、誰でも使えます。 |



Q 3 所得税はいくらになるか、どのように計算するのですか。



A 3 それでは所得税の計算のしかたについて、次ページの申告書（「申告書B」）^{▶1}で説明しましょう。

ソフトウェア制作業を営む東税^{とうぜい}三郎^{さぶろう}さんの平成27年中の事業収入は1,200万円で、必要経費^{けいひ}は700万円でした。また、アパートの家主でもある東税さんには家賃収入が240万円あり、それにかかった必要経費は72万円でした。東税さんの家族構成は妻（専業主婦）と子3人（18歳・16歳・12歳）です。平成27年中に支払った社会保険料は66万7千円、生命保険料の控除額が5万円、地震保険料の控除の対象額は5万円です。

収入金額等

所得金額

1 表1（p.18）「所得の種類と所得金額の計算方法」をみながら、その年に得た収入の種類をそれぞれの所得の種類にあてはめて、申告書の「収入金額等」の㉗～㉙に記入します。次に所得金額を計算して、申告書の「所得金額」の①～⑧のあてはまる欄に記入し、その合計を⑨に記入します。

所得から差し引かれる金額

2 表2（p.19）「所得控除」をみながら、申告書の⑩～㉔のあてはまる欄に控除額を書き入れて、合計を㉕に書き入れます。

税金の計算

3 ⑨から㉕を差し引いて、課税される所得金額を出し、これを㉖に記入し、表3（p.18）の「所得税の速算表」をみて、㉖に対する税額を計算して、その額を㉗に記入します。

4 ㉘～㉚、㉜にあってはまる控除額があれば記入し、㉛、㉝の金額を計算して記入します。

5 ㉝の金額を計算して記入し、㉞～㉟の合計額を㉟に記入します。

源泉徴収税額 ▶ ㉜

6 その年に源泉徴収された税額（p.22参照）を記入します（東税さんには該当する額はありません）。

申告納税額 ▶ ㉝

7 ㉝がその年の税金の額です。

予定納税額 ▶ ㉞

8 前年の税金の額をもとにあらかじめ納めていた税金（予定納税額）があれば記入します（東税さんは320,000円納めていました）。

第3期分の税額 ▶ ㉟

9 ㉝－㉞の額がプラスの場合は㉟に記入します。これが原則として2月16日から3月15日までに納める税金です。

㉝－㉞の額がマイナスの場合は㉟に記入します。これはその年の税金以上の額をすでに納めているということです。そのため差額の㉟の額の税金がもどってきます。



Q 4 税金はいつまでにどのように納めるのですか。

▶ 2 所轄税務署

住所地の申告などを
受けもつ税務署のこと。



A 4 翌年の2月16日から3月15日までに、所轄税務署^{しよかつせいむしよ}に確定申告書^{ていぎんせうこ}を提出し、同時に第3期分の税額（確定申告書の㉟の金額）を金融機関で支払うか、税務署で直接支払います。また、預金から自動引き落としにしたり、e-Taxを利用したダイレクト納税などもできます。

(2) 給与所得者と税金

1 源泉徴収制度と年末調整

Q **1** 源泉徴収制度とは何ですか。

▶ **1** ここでいう会社とはp.26「法人の種類」に示した法人および官公庁をいいます。

A **1** 会社などの給与の支払者が従業員の給与や賞与（ボーナス）から、支払額に応じた所得税を徴収します。その徴収した所得税を、原則として翌月10日までに国に納付する制度です。

Q **2** 月々、源泉徴収する税額はどのようにして決めるのですか。

▶ 2 扶養親族

納税者の収入により生活をする配偶者以外の親族で、一定以下の収入の者（16歳以上）をいいます。

A **2** 国税庁が出している「源泉徴収税額表」によって決めます。給料の額と扶養親族の人数をこの表にあてはめて徴収額を出します。

Q **3** 給与所得者にも経費があるのですか。

▶ 3 給与所得者

俸給・給料・賃金・歳費・手当などの受給者のことをいいます。

A **3** 給与所得者が給与を得るために必要な経費としては、通勤のための交通費や文具代、制服代などが考えられます。ただ、これらの経費を給与の支払者が負担している場合は、給与所得者の経費にはなりません。またこれに代えて、所得税法に「給与所得控除額」という、給与所得者の経費にあたる性格の控除額があり、これを差し引くこともできます。

平成27年分 給与所得控除額の算出方法（速算表）

| 給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額) | 給与所得控除額 |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1,800,000円以下 | 収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円 |
| 1,800,000円超 3,600,000円以下 | 収入金額×30%+180,000円 |
| 3,600,000円超 6,600,000円以下 | 収入金額×20%+540,000円 |
| 6,600,000円超 10,000,000円以下 | 収入金額×10%+1,200,000円 |
| 10,000,000円超 15,000,000円以下 | 収入金額×5%+1,700,000円 |
| 15,000,000円超 | 2,450,000円（上限） |

※注 実際には年収が660万円未満である場合には、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算と若干異なる場合があります。

Q **4** その年に扶養親族に変更があったとき、どうするのですか。

A **4** 源泉徴収税額に変更があるため、給与の支払者にその旨を届け出る必要があります。

Q **5** 年末調整とはどのようなものですか、教えてください。

A **5** 給与の支払者が行います。給与所得者それぞれの1年分の給料や賞与の総額にかかる所得税額を計算します。その所得税額と、それまでに源泉徴収された税額の合計額を比較して、源泉徴収税額の方が多ければ差額分を本人にもどし、少なければ差額分を本人から徴収します。この手続きを年末調整といいます。

年末調整は、年末まで勤務している人で、その年に支払を受ける給料や賞与の合計金額が2,000万円以下の人を対象に行われます。年末調整が終了した人は、原則として確定申告をする必要はありません。



Q 6 年収が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整がすむと確定申告しなくてもよいのですか。



A 6 原則として不要です。年末調整は、給与所得者にとっては確定申告の手間が省けて効率がよく、納税が簡単にすむ便利なシステムといえるかもしれません。しかし、自分で責任をもって税金を計算し、自分の手で税金を納める申告納税制度^{しんこくのうせいせいど}は、納税義務者としての自覚もうながします。申告をする機会をもたない多くの給与所得者は、直接納税義務者としての自覚も薄くなりがちです。また、税金の制度や税金の使われ方についても関心が低くなるとの指摘がされています。さらに、年末調整の際に、扶養親族のことや配偶者の所得などの情報を給与の支払者に提出することになっていますが、これは結果的に個人のプライバシーをも知らせることになるという考え方もあります。



Q 7 会社が給与所得者に源泉徴収票を出すと聞きましたが、それはどのようなものですか。



A 7 下に示したのが、年末調整をした場合の源泉徴収票です。1年間の給与収入や源泉徴収した税額・控除額などがわかります。

源泉徴収票

| 平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-------------|---------------------|------------|---------------|-------------|-----------|-------------|--------------|--------|---------|----|--------|--|---|---|----|----|----|---|---|--|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷〇〇番地 | | | | | | | | | | 氏名 | (受給者番号) 9900 0001 (フリガナ) マツモト カズナリ (役職名) 松本 和也 | | | | | | | | |
| 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | | 源泉徴収税額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与 | 6,600,000 | 4,740,000 | 2,443,088 | | 134,800 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 控除対象配偶者の有無等 | 配偶者特別控除の額 | 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) | | 障害者の数 (本人を除く) | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 | | | | | | | | | | | | | |
| 扶養親族 | 210,000 | 1 | 1 | 1 | 743,088 | 50,000 | 50,000 | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 住宅借入金等特別控除可能額 | | | | | 国民年金保険料等の金額 | | 介護医療保険料の金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 長男：雅紀 二男：智 | | | | | 配偶者の合計所得 | | 新個人年金保険料の金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 年調未済 | | | | | 新生命保険料の金額 | | 旧個人年金保険料の金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 旧生命保険料の金額 | | 旧長期損害保険料の金額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 扶養親族未納 | 外国人 | 死亡退職 | 災害者 | 乙種 | 本人が障害者 | 寡婦 | 寡夫 | 勤労学生 | 中途就・退職 | 受給者生年月日 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 就職 | 退職 | 年 | 月 | 日 | 明 | 大 | 昭 | 平 | 年 | 月 | 日 | |
| | | | | | | | | | | | 27 | | | | * | 40 | 12 | 25 | | | |
| 支払者 | 住所(居所)又は所在地 | 東京都品川区大崎××番地 | | | | | | | | | | 氏名又は名称 | 株式会社 東京商事 (電話) | | | | | | | | |

※ 税制改正等により様式が変更される場合があります。

2 確定申告をしなければならない場合



どのような場合に確定申告をしなければならないのですか。



次の場合は勤務先から交付された「源泉徴収票」をもとに、翌年の2月16日から3月15日までのあいだに確定申告をしなければなりません。

- ① 1年間の給料・賞与の合計額が2,000万円を超えた場合
- ② 給与所得以外に20万円を超える他の所得がある場合
- ③ 原則として給与を2か所以上から受け取っている場合

3 確定申告をすると所得税が還付される場合



病气やけがなどをして医療費を支払った場合、申告をすると税金がもどってくる^{▶1}ことがあると聞きましたが、本当ですか。



そのとおりです。これを「医療費控除^{▶2}」といいます。年末調整で所得税の納税が終わった給与所得者も、1年間に自分や家族のために10万円を超える医療費を支払った場合、確定申告をして医療費控除の適用を受けると、それに応じた税額がもどてくることがあります。医療費が10万円以下の場合でも、所得金額の5%（所得が100万円の場合は5万円）を超えて支払っていれば、控除の対象になります。

▶1 税金がもどることを「税金の還付」といいます。

▶2 医療費控除は p.19を参照。



そのほかに確定申告をすると税金がもどるのはどんな場合ですか。



- ① 働いていた人が年途中で退職をして年内に再就職しなかった場合
- ② 日本赤十字やユニセフなどに寄付をした場合
- ③ 住宅を取得した場合等



私^{なかむらだいすけ}（中村大輔）もアルバイトをしていたのですが、10月にやめて、その後どこにもアルバイトに行っていないのですが、その場合にもあてはまるんですか。



中途退職にあてはまります。アルバイト先で源泉徴収されていたのであれば、確定申告をすることによって所得税が還付されることがあります。



申告書はいつまでに提出するのですか。



還付を受けるための申告（還付申告）は、一般の確定申告書の受付開始日の2月16日前でも、1月1日以降ならいつでも提出できます。

● 申告書を書いてみましょう

申告書の書き方を練習しましょう。中村大輔さんの場合の申告書の書き方がp.40に載っています。



(3) 個人住民税



1 所得税と住民税はどこが違うのでしょうか。



1 所得税が国税であるのに対して、住民税は都道府県や市区町村が住民に課す地方税です。地方公共団体は、福祉や生活環境を中心に地域社会に密着した公共サービスを提供していますが、これらの公共サービスに必要な経費を、住民が所得に応じて負担するという性格の税です。



2 そうすると私たちに一番身近な税だと思いますが、あまりなじみがないような気がします…。



2 それは住民税が申告納税方式と違う賦課課税方式をとっているためかもしれません。納税者が税金の内容をよく理解していなくても、市区町村が送ってくる納税通知書に記載された税額を納めればすんでしまうという面があるからでしょう。

▶ 1 賦課課税
p.32参照。



3 住民税のしくみはどのようになっているのですか。



3 東京都は他府県にはない23区という特別区があって、他の道府県や市町村と異なった取り扱いがあります。ここでは、東京都の場合について説明することにしましょう。

まず、個人の都民税と区市町村民税をあわせて、一般に個人住民税とよんでいます。個人住民税は前年の所得金額に応じて課税される「所得割」と、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」などからなっています。「所得割」「均等割」の税額は、前年の所得税申告書や勤務先が提出する「給与支払報告書」などから、区市町村長が決定して納税義務者に通知してきます。

「所得割」「均等割」の個人住民税の納税義務者は1月1日現在都内に住所のある人です。



4 いつまでにどうやって納めるのですか。



4 給与所得者の場合は、「特別徴収税額の通知書」に記載されている税額を6月から翌年の5月まで、毎月の給料から差し引き徴収されます。これを特別徴収といいます。それ以外の方は「納税通知書」に記載されている税額を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。これを普通徴収といいます。

コラム ふるさと納税

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育った地域（都道府県・市区町村）や応援したいと思う地域へ寄附する制度です。「ふるさと納税」をすると、そのうち2,000円を超える部分について一定の上限までの金額が、所得税・住民税から控除されます。

なお、控除を受けるためには、翌年に確定申告をする必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者は、一定の場合に限り、納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けることができます。

(4) 法人税

Q1 法人税とは、どのような税金ですか。

A1 会社には株式会社・合同会社などいろいろな種類がありますが、これらを法人といい、法人の所得に対してかかる税金が法人税です。主な法人の種類と税金の関係は下の表のようになっています。

法人の種類

| 法人の種類 | 株式会社・合同会社・協同組合など | 公益社団法人・公益財団法人 一般社団法人・一般財団法人 | 公共法人 (公団・公社・NHKなど) |
|-------|------------------|--------------------------------|-----------------------|
| 課税の対象 | 原則としてすべての所得 | 原則として公益事業以外から生じた所得 | 非課税 |

Q2 法人税はどのように計算されるのですか。

A2 法人の一事業年度の利益をもとに、法人税法で定められた調整を行って、次のように税額を計算します。

法人税額の計算方法

$$(収入) - (経費) = (利益)$$

| 収入(益金) |
|--------------|
| 商品の売上 |
| サービスの提供による収入 |
| 資産の売却益 |
| 受取利息 |
| など |

| 経費(損金) |
|--------|
| 商品原価 |
| 外注費 |
| 人件費 |
| 減価償却費 |
| 諸経費 |
| 支払利息 |
| など |

| 利益 |
|----|
| 利益 |

中小法人の法人税額 = a + b
 (A)のうち800万円までの額 × 19%* a
 (A)のうち800万円を超える額 × 23.9% b
 中小法人以外の法人の法人税額 = (A) × 23.9%
※平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度は15%であり、公益法人等については別途税率が定められています。

(課税所得)

| |
|--------------|
| 法人税法で減算されるもの |
| 法人税法で加算されるもの |

法人税が課税される所得(A)

▶1 事業年度

会社などが決算をするために設けた任意の期間で、通常1年または半年を1期とします。

▶2 中小法人

資本金1億円以下の法人をいいます。

Q3 いつまでに申告するのですか。

A3 法人の代表者は事業年度が終了した日から2か月（一定の場合は3か月）以内に確定申告書の提出と税額の納付をしなければなりません。

Q4 法人税以外に、法人の所得に課税される税金にはどのようなものがありますか。

A4 法人税以外に、法人住民税・法人事業税などの地方税も課税されます。

(5) 消費税

Q  しょうひぜい
消費税とはどのような税金ですか。

A  商品・製品の販売やサービスの提供、輸入など、国内で事業者が事業として対価を得て行うほとんどの取り引きに課される税金です。なお、消費税が課税されるものには、あわせて地方消費税も課税されます。税率は消費税が6.3%、地方消費税が1.7%で合計8%です。

Q  消費税にはどのような特徴があるのですか。

A  消費税は景気の変動に左右されにくく、安定した財源を確保できることに、特徴があるといえるでしょう。少子高齢化が進み、近い将来、財源不足により福祉国家としての体裁を維持できなくなるとの意見があり、財源確保のために消費税が導入されたといわれています。

広く、うすく課税する、簡素なしくみが採られています。

Q  消費税のかからないものもあるのですか。

A  あります。消費税のかからない取り引きの主なものを以下にまとめてみましょう。

消費税のかからない取り引き（非課税取り引き）の主なもの



● 土地の売り渡しや地代

● 利子・保険料など



● 郵便切手・印紙・商品券・
プリペイドカードの販売



● 教科書など



● 住宅の家賃など



● 医療費など



● 介護保険サービスなど
● 埋葬料・火葬料



Q 4 消費税は文房具にもかかるので、私たちも税金を払っているのですね。



A 4 消費者が消費税を直接税務署に支払っているのではありません。消費者は、商品を買ったりサービスの提供を受けたときに、^か価額にふくまれた消費税分を^ね値段として負担しているのです。



Q 5 では、誰が消費税を税務署に払っているのですか。



A 5 消費税の納税義務者は商品を買ったりサービスを提供している事業者です。よく「消費税分8%値引き」などと書かれた値札をみるがありますが、たとえ事業者が消費税分を値引きしても、この事業者が納税^{まめが}を免れるわけではありません。



Q 6 そうすると、事業者は消費税分を消費者からもらわないこともあるのですか。



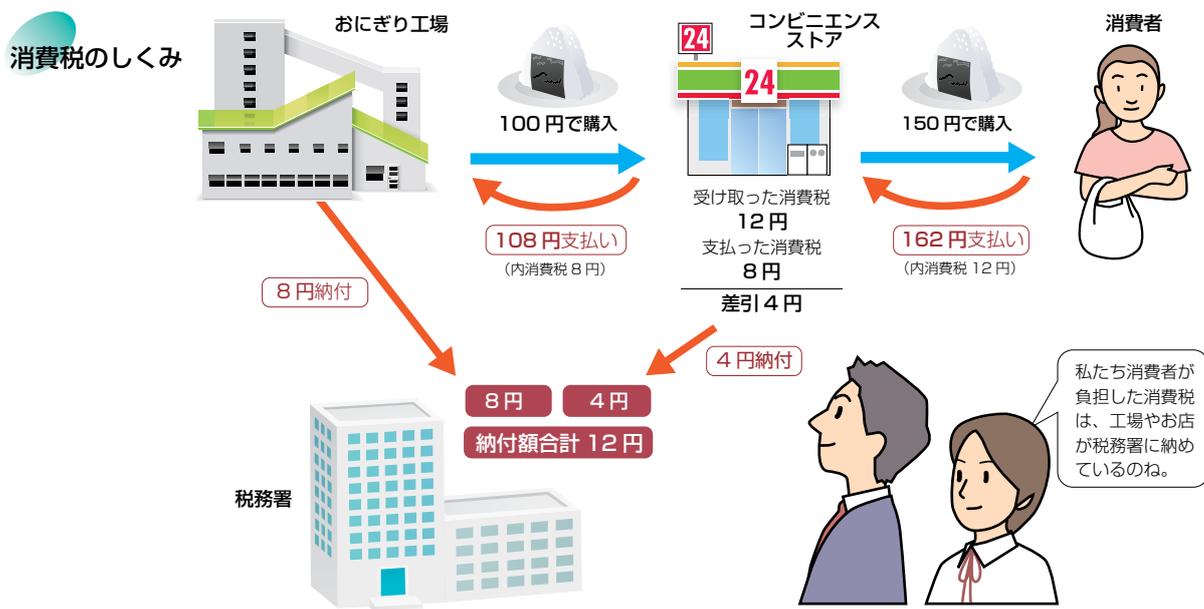
A 6 消費税は価額にふくめて消費者に負担してもらうことを予定している税といわれます。しかし、価額は市場の動きに左右されやすいものなので、事業者が企業努力で消費税分を上乗せ^{うわの}しない場合や、価格競争のはげしい分野では消費税分を上乗せできないケースもあります。その場合でも消費税はふくまれていることになります。



Q 7 よく、消費税には^{ぎやくしんせい}逆進性があるといわれますが、それはどういうことですか。



A 7 食料品をはじめとする日常生活に必要な商品やサービスの消費は、所得の多い少ないによって大きく違うことはありません。こうした誰でもおなじように消費するものにかかる税金は、所得に応じて納める税金と違い、所得の低い人ほど負担割合が大きくなる傾向があります。このことを逆進性といいます。



※消費税の8%は国の消費税6.3%と地方消費税1.7%の合計となっています。

(6) 相続税

Q  **1** そうそくぜい
相続税とはどのような税金ですか。

A  **1** 相続税とは、死亡した人の財産を相続あるいは遺言によって受け継いだ人を対象に、受け継いだ財産の評価額をもとに課される税金です。

Q  **2** 相続税は何のためにあるのですか。

A  **2** 相続税があるのは、勤労によらないで相続という制度によりたまたま取得した新しい財産に対して、取得した財産に応じた負担を求めるためです。富が集中するのを抑える効果もあります。



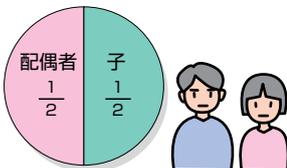
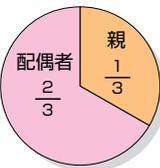
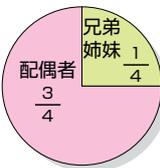
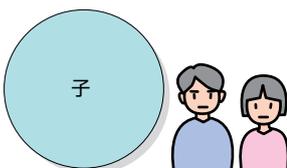
Q  **3** 死亡した人の財産が少なくても相続税がかかりますか。

A  **3** 死亡した人の財産（遺産）から借入金などマイナス財産と葬式費用などを差し引いたあとの遺産が、基礎控除額以下であれば相続税はかかりません。基礎控除額は〔3,000万円+600万円×法定相続人の数〕で算出します。

Q  **4** 法定相続人やその人たちがどのくらいの財産をもらえるかなどについて、どのように決められているのでしょうか。

A  **4** 法定相続人やどのくらいの財産がもらえるか（これを法定相続分といいます）については民法に下記のように定められています。

法定相続人と相続分

| | 子がいる場合 | 子がない場合 | 子も親もない場合 |
|-----------|---|---|---|
| 配偶者がいる場合 |  |  |  |
| 配偶者がいない場合 |  |  |  |

実際に遺産を分ける場合には、法定相続分にしたがって分けることはそう多くありません。むしろ、相続人のあいだで分け方を協議して、それにもとづいて分けたり、遺言書があるときはそれにしたがって分けます。

法定相続人以外でも遺言により財産を受けとることができます。この場合も、相続税の対象となります。



遺産にはどのようなものがありますか。相続税のかからない遺産はどのようなものですか。



具体的には、次のようなものです。

| | |
|---------------|---|
| 相続財産となるもの | 亡くなった人が死亡の日 ^ひ に所有していた現金・銀行預金・郵便貯金・株式・公社債・投資信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権など一切の財産。 |
| 相続財産にはいるもの | 死亡にともなって支払われる退職金や生命保険金などは、死亡の日現在では亡くなった人の財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産とみなされます。 |
| 相続税のかからない財産 | ①お墓・仏壇・祭具など ②相続人が受け取った生命保険金のうち、法定相続人1人につき500万円までの部分 ③相続人が受け取った退職金のうち、法定相続人1人につき500万円までの部分 |
| 相続財産から控除できる債務 | 亡くなったときにあった借入金、未払いの税金、お通夜や葬式にかかった費用は相続財産から差し引くことができます。 |



相続税の計算はどのようにするのですか。



それでは相続税の計算例を下に示してみましょ。

遺産の額（正味の遺産額）の合計が1億4,800万円

相続人：妻・長女・長男

基礎控除額

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円$$

法定相続人の数

課税される遺産総額

$$3人\の\正味\の\遺産\額 - \text{基礎控除額} = \text{課税される遺産総額}$$

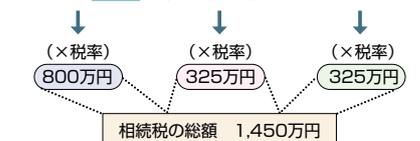
$$1億4,800万円 - 4,800万円 = 1億円$$

| 相続税の速算表 | | |
|-----------|-----|---------|
| 課税価格 | 税率 | 控除額 |
| 1,000万円以下 | 10% | - |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

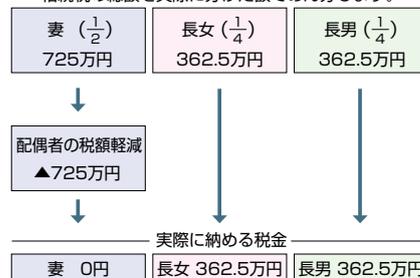
課税される遺産総額を法定相続分であん分します。



左の速算表を用いて相続税額を計算します。



相続税の総額を実際に分けた額であん分します。



▶ 1 被相続人

相続される財産・権利及び債務のもとの所有者のこと。



相続税はいつまでに申告、納税をするのですか。



相続の開始があったことを知った日（通常の場合は被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告して納税します。

(7) 贈与税



Q 1 贈与税とは、どういう税金ですか。



A 1 個人から不動産や現金などを無償でもらったときに、もらった人にかかる税金です。



Q 2 贈与税はどうしてあるのですか。



A 2 贈与税は相続税を補うためにある税金で、相続税法のなかで相続税とともに規定されています。相続税は亡くなった後に分けた財産に対してかかる税金ですが、生きていうちに分けた財産（これを生前贈与といいます）に対しては税金がかからないとすれば、みんなが生前に贈与をして、相続税がかからないようにするでしょう。これでは公平な課税が実現できなくなってしまいます。そこで相続税を補うために贈与税が設けられています。税率表をみくらべるとわかるように、相続税よりも贈与税の方が税金の負担が重くなっています。

▶ 1 相続税の速算表 (p.30) 参照。



Q 3 贈与税には相続税にある基礎控除額のようなものはないのですか。



A 3 あります。基礎控除額は110万円です。これは、一人の人がその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計が110万円までは贈与税がかからないということです。



Q 4 贈与税はどのように計算するのですか。



A 4 それではここで上の贈与税の速算表を使って、贈与税の計算をしてみましょう。

はまき 浜崎ひかるさん（25歳）が1月1日から12月31日までのあいだに、

おじさんから100万円（a一般贈与財産）、おじいさんから400万円（b特例贈与財産）をもらった場合、
浜崎さんが支払う贈与税は次のように計算します。

500万円（1年間に贈与を受けた財産の合計額）－110万円（基礎控除額）＝390万円（課税価格）

aに対応する金額：(390万円×20%－25万円)×(100万円／500万円)＝106,000円…①
bに対応する金額：(390万円×15%－10万円)×(400万円／500万円)＝388,000円…② } …①＋②＝494,000円（贈与税額）

もらった現金5,000,000円－税務署に支払う税金494,000円＝4,506,000円（浜崎さんが使えるお金）



Q 5 贈与税はいつまでに申告、納税するのですか。



A 5 贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までのあいだに住所地の所轄税務署に申告書を提出し、税金も納めます。

贈与税の速算表

| 課税価格 | 一般税率 (一般贈与財産) | 控除額 | 特例税率 (特例贈与財産) | 控除額 |
|------------|------------------|-------|------------------|-------|
| 200万円 以下 | 10% | — | 10% | — |
| 300万円 // | 15% | 10万円 | 15% | 10万円 |
| 400万円 // | 20% | 25万円 | | |
| 600万円 // | 30% | 65万円 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円 // | 40% | 125万円 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円 // | 45% | 175万円 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円 // | 50% | 250万円 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円 // | 55% | 400万円 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円 超 | | | 55% | 640万円 |

※ 直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

※ この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

※ 生前贈与に関して相続時精算課税制度もあります。

(1) 申告納税方式と賦課課税方式



1

税金の申告と納税の制度は、どのようになっているのですか。



1

税金をいくら納めればよいのかを確定する方法として、申告納税方式と賦課課税方式の二つがあります。



2

申告納税方式とはどんな方式ですか。



2

納税者が税法の定めにしたがって自分の納める税額を自分で計算し、確定申告書を提出して税金を納める方式です。

これは納税者の申告によって税額が確定することを原則とし、ほとんどの国税についてこの方式が採用されています。地方税の場合、このおなじ 방식을申告納付・納入方式といい、法人住民税、法人事業税、地方消費税などに採用しています。



3

賦課課税方式とはどんな方式ですか。



3

この方式は、納める税額を租税行政庁が確定し、確定した税額を納税義務者に通知する方式です。地方税では、この賦課課税方式が原則的に採用されています。地方税法では、これを普通徴収といいます。

▶ 1 租税行政庁

p.34の組織図参照。

(2) 青色申告と白色申告



1

青色申告とは何ですか。青色申告と白色申告にはどんな違いがありますか。



1

青色申告とは、所得税の場合、事業所得や不動産所得または山林所得のある納税者が現金出納帳などに日々の収入・支出を記入することにより作成された一般の記帳より水準の高い記帳にもとづいて、所得と税額を計算して、申告することをいいます。青色申告することについては、税務署長の承認が必要ですが、税金の計算などでいろいろな特典が与えられています。

これに対して、白色申告の場合は、これらの税金計算についての特典はありませんが、平成26年1月から白色申告する納税者にも記帳と帳簿書類の保存が必要とされました。

▶ 2 青色申告

青色申告という言葉は、青色の特別な用紙を使用していたことによるものです。なぜ青色に決定されたかについては、第二次世界大戦後の1949（昭和24）年、日本の税制改革について勧告したアメリカのシャープ博士が来日したときの日本の空の色にヒントを得たとされています。

(3) 期限内申告と期限後申告



1

申告はいつまでにするのですか。



1

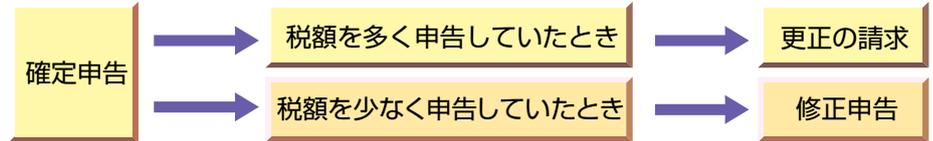
申告納税の国税や申告納付の地方税には、それぞれの税法のなかに、いつまでに申告しなければならないという期限が定められています。この期限を法定申告期限といい、法定申告期限内に提出された申告を期限内申告といいます。

しかし、法定申告期限内に申告ができなかった場合でも、租税行政庁の決定があるまでは申告することができます。法定申告期限後に自主的に提出された申告を期限後申告といいます。

(4) 更正の請求と修正申告

Q 申告した税金の額が間違っていたことに気がついたときには、どうしたらいいのでしょうか。

A 申告の期限が過ぎてから誤って税額を多く申告していたことに気がついたときは、納めすぎた税金を戻してもらうために「更正の請求」をして税金の還付を受けることができます。また、誤って税額を少なく申告していたことに気がついたときは「修正申告」をして不足していた税額を納めます。

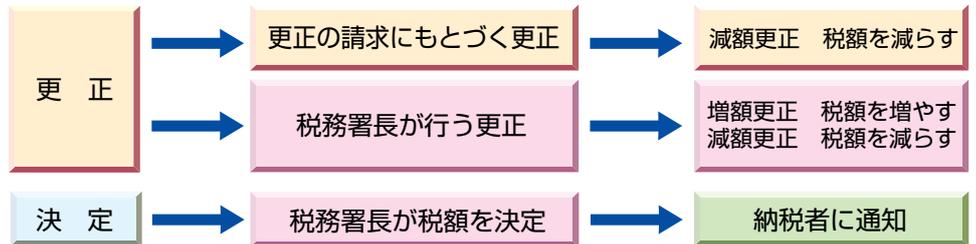


(5) 税務署が行う更正と決定

Q 税務署が、税金の額を確定することがあるのですか。

A 申告納税方式の税金の額は自らの申告によって確定しますが、納税者が提出した申告の計算に誤りがあった場合や申告しなければならない人が申告していなかった場合などには、税務署も調査にもとづいて税額を確定することができます。

納税者から提出された申告書に対して税額を増加させる、または減少させる手続きを更正といい、申告書が提出されていない場合に税務署が税額を確定させる手続きを決定といいます。



(6) 納税についてのペナルティ

Q 修正申告をしたり更正や決定を受けて税金を納付した場合や、税金を期限までに納付しなかった場合にはペナルティがあるのでしょうか。

A 修正申告をしたり更正によって増えた税額を納付した場合や、定められた期限までに税金を納付しなかった場合などは、適正な申告をした納税者、納期限までに納付した納税者との不均衡を正すために、**附帯税**が課されます。

おもな附帯税の種類は次のとおりで、納付した税額に対して課されます。

| 附帯税の種類 | 附帯税が課せられるとき |
|--------|--|
| 延滞税 | 税金を法定納期限までに納付しない場合に、法定納期限の翌日から完納するまでの期間に応じて課税されます。 |
| 加算税 | 過少申告加算税 期限内申告書が提出された場合において、その後、修正申告または更正がなされ、当初の申告納税額が過少となったときに課されます。 |
| | 無申告加算税 法定申告期限内に申告がなされず、期限後申告または決定によって税額が確定したときに課されます。 |
| | 重加算税 仮装隠蔽という不正行為を行った場合に、特別に重い負担として課されます。 |

税務調査と不服申立て

(1) 一般の税務調査と強制調査

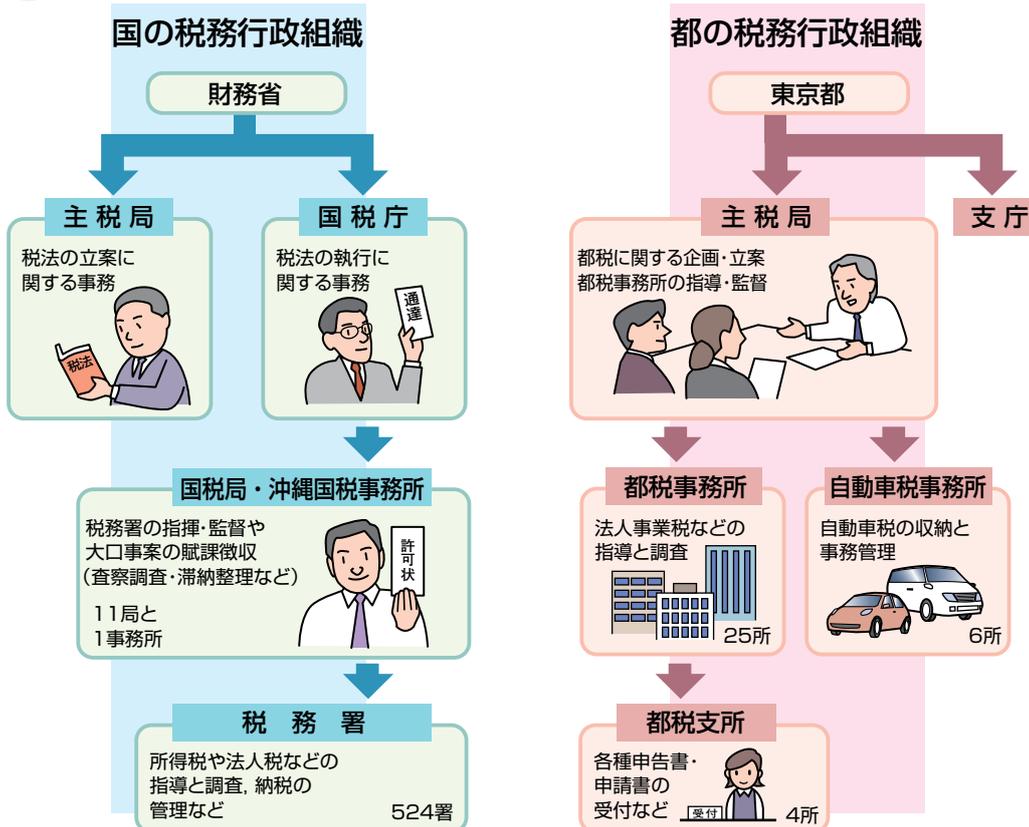
Q **税務調査とはどのようなことをするのですか。**

A 税務調査には任意調査といわれる一般の税務調査と強制調査があります。一般の税務調査とは、税務署が納税者の申告等が適正であるかどうかについて、資料の収集や事実を確認するために行う調査です。税務署員が納税者の仕事場などに訪ねてきて、納税者に事業の具体的な内容や特色、備え付けの帳簿、収入や支出の内容

などについて質問したり、関係資料の調査をすることをいいます。通常「税務調査」というと、この一般の税務調査のことをいいます。

強制調査とは査察ともいわれ、脱税の疑いがある者に対して行われる犯罪調査です。脱税の事実があるかどうかやその内容などを解明するための裏付け調査で、裁判官の許可状を得て行われます。国税局の査察官などによって仕事場や居宅などに強制的な調査が行われます。

租税行政庁組織図



※ 各地方公共団体によって組織が異なります。

コラム マルサで有名な査察とは……

多くの納税者が適正な申告と納税を行っているのですが、なかに故意に不正な手段で税金を免れようとする者がいることは非常に残念なことです。脱税は反社会的な行為で、犯罪であり、責任がきびしく追及されます。特に大口・悪質な脱税者には単に税金を納めさせるだけでなく、一般の犯罪と同じ懲役または罰金という刑罰が科されます。

| 判決の状況 | |
|---------|-------------|
| 有罪判決の割合 | 98.0% |
| 脱税額 | 平均：約6,900万円 |
| 懲役 | 平均：約1年4か月 |
| 罰金 | 平均：約1,600万円 |

(平成26年度中の第一審判決98件)
(国税庁「平成26年度 査察の概要」より)



脱税の調査は国税査察官という調査の専門官によって行われ、脱税が裏付けられると検察官へ告発します。この査察調査という特別な調査がマルサといわれる国税査察制度です。

(2) 異議申立てと審査請求、訴訟

Q 納税者が税務署から受けた更正または決定に不服がある場合には、どうしたらいいのでしょうか。

A **1** **まず異議申立てをします。**
 更正または決定の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長に対して異議の申立てをします。これを受けて税務署長は改めて納税者に通知した更正または決定の見直し調査をし、その結果を「異議決定書」という書面で納税者に通知します。

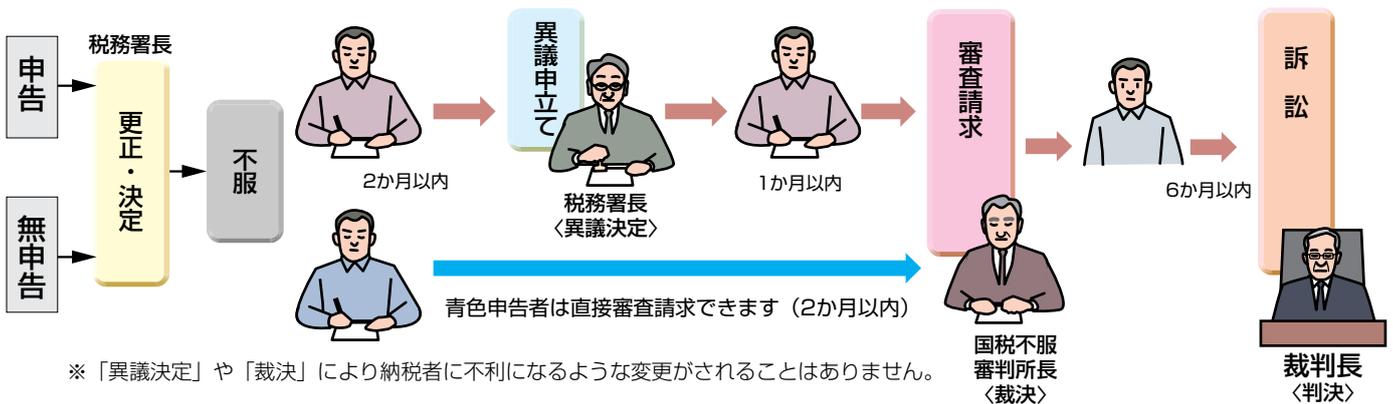
なお不服があるときは審査請求をします。

異議申立てに対する税務署長の異議決定になお不服がある場合には、異議決定書が送られてきた日の翌日から1か月以内に、**国税不服審判所長**に対して審査請求を行います。国税不服審判所長は納税者の不服の内容を審査し、その結果を「**裁決書**」という書面で納税者に通知します。

さらに不服があるときは訴訟をおこなうことができます。

国税不服審判所長の裁決を受けたあと、なお不服があるときは、裁決の通知を受けた日から6か月以内に裁判所に訴訟をおこなうことができます。

納税者は申立てや訴訟にあたり、税理士を代理人や補佐人に選任することができます。



▶ **1** ただし「税務署長のした所得税又は法人税の青色申告書に係わる更正に不服があるとき」等、特定の場合は、国税不服審判所長に対して直接「審査請求」をすることができます。

(3) 納付期限の延長

Q お金が足りなくて税金を納付期限までに納めることができない場合には、どうしたらいいのでしょうか。

A **1** 税金は定められた期限までに納付するのが原則ですが、何らかの理由で税金を納めることができない場合には、次のような納付期限延長の救済制度が設けられています。ただし、延納期間中、利子税が課税されていきます。

納期限の延長

災害などのやむを得ない理由によって税金の納付が不可能な場合には、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、納期限の延長が認められています。

延納

所得税・相続税・贈与税について、納税者が納税資金の準備をする期間として、納付の延長が認められています。

納税者の権利と義務

(1) 納税の義務

憲法は国民に納税の義務を課し、豊かで文化的な、安心・安全な国家のための資金を、税法にもとづいて応分に負担することを求めています。税金は納めなかったり、納付が遅れると、加算税や延滞税などが賦課されます。とくに不正な手段による脱税や過少の納税は、厳しく罰せられます。こうしたことは適正に納税している者との負担の公平や、申告納税制度、租税制度への国民の信頼にこたえるためにも必要なことであります。

(2) 納税者の理解と協力

しかし、どんな租税制度も納税者の理解と協力がなくては成果をあげることができません。税制がますます複雑になり、税金の負担が大きくなっていくなかで、租税行政庁が効率よく円滑に仕事をするために、どのようにすれば納税者の理解と協力を得ることができるか、また納税者から納得してもらうことができるか、大きな課題です。



(3) 納税者の権利の保護

▶ 1 経済協力開発機構

(Organization for Economic Cooperation and Development) 1961年に発足した先進工業諸国の経済政策を調整するための国際機関。2014年5月現在34か国が加盟。

このような共通の課題をかかえるOECDに加盟している多くの国で、納税者の理解と協力を得る方法として、納税者の権利保護を確立することが重要と考えられるようになり、権利保護が法律または行政活動の指針として定められるようになってきました。これらの法律や指針は国民に広く知らされ、納税者への丁寧な説明が行われています。納税者の権利を実質的に保障する内容は国により異なりますが、おおよそ次のようなものです。

- ① 情報を受け、援助をされ、聴聞を受ける権利
- ② 不服申立ての権利
- ③ 正しい税額のみを納税する権利
- ④ 予測可能性の確保
- ⑤ プライバシーの保護
- ⑥ 機密及び秘密保持の権利

1986年、イギリスでは、納税者保護や権利救済をまとめた「納税者憲章」を定め、これを社会のすみずみまで広報しました。以来、納税者の協力が高まっているということです。このことは日本においても納税者権利保護の定めが、租税行政庁にとっても、国民にとっても、必要であることを教えてくれます。





知っていますか？ 税理士のこと

(1) 税理士制度

税理士制度は、税理士法により、税務に関する業務を税理士と税理士法人に独占して与えている職業専門家制度です。納税者が税法にもとづいた適正な申告と納税ができるように代理人として税理士が援助することによって、申告納税制度がより円滑に運営されるとともに、納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。



税理士バッジ
(実物の1.5倍)

(2) 税理士は納税者の代理人

健康のことは医者に、裁判や法律のことは弁護士に相談するように、税理士は、納税者の代理人として申告書の作成や税金に関する相談に応じる税の専門家です。たとえ“無料”でも税理士資格のない人が税理士業務を行うことはできません。

資格のある人でも、必ず下記の税理士会に登録・所属して、身近な税金の相談相手として活躍しています。



日本税理士会連合会を構成する
日本各地の税理士会

税理士法

第1条【税理士の使命】税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

コラム 税理士に依頼すれば電子申告・納税は簡単です

インターネットを利用して申告・納税ができます

【電子申告する方法】

→国税庁ホームページを利用する（所得税消費税の確定申告のみ）

→e-Taxソフトを利用する

【電子納税する方法】

…インターネットバンキングなどから電子納税が利用できます。

電子申告（国税：e-Tax、地方税：eLTAX）の準備（パソコン等の他）

・本人確認のための電子証明書の取得と読取装置の準備が必要。

・ただし税理士に依頼すれば、本人の「電子証明書」は不要です。

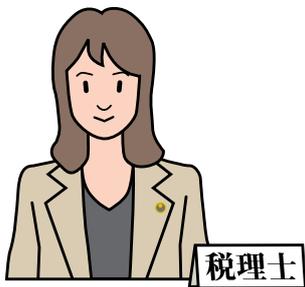




知っていますか？ 税理士のこと

(3) 税理士の仕事

| | |
|-------------|--|
| 税務代理 | 確定申告（電子申告もできます）、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどについて代理します。 |
| 税務書類の作成 | 確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、そのほか税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。 |
| 税務相談 | 申告・申請、不服申立てなどについて相談に応じます。 |
| 会計業務 | 税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他の財務に関する事務を行います。 |
| 補佐人制度 | 税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述(出廷陳述)します。 |
| 地方公共団体の外部監査 | 税理士は、法律で定められた税に関する唯一の職業専門家として、都道府県や市（区）町村における税金の使途をチェックする外部監査の役割を担って、社会公共の利益を守っています。 |
| 登録政治資金監査人 | 政治資金規正法により、政治資金適正化委員会に登録し、国会議員関係政治団体の収支報告書の政治資金監査を行います。 |
| 会計参与 | 中小企業の計算関係書類の信頼を高めるため、税理士（税理士法人を含む）が取締役と共同して計算関係書類を作成し、会社とは別に備置き・開示する職務等を担う制度です。 |



(4) 税制建議と社会貢献

| | |
|------|--|
| 税制建議 | 税理士法の規定にもとづいて、税理士会は毎年、財務省、国税庁、総務省自治税務局、税制調査会などに税務行政・租税に関する建議を行っています。 |
| 社会貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ①確定申告期間や税を考える週間などに、無料で税務相談を行っています。また、納税者支援センターを常設し、相談に応じています。 ②裁判所の民事、家事の調停制度などに積極的に参画しています。さらに、成年後見支援センターを常設し、相談に応じています。 ③小中学校や高校などで「税を通して社会を考える教育」租税教育を実施しています。さらに、大学では寄附講座などを開設しています。このように、税理士の知識や経験を生かし、社会貢献に努めています。 |

よく公認会計士と混同されますが、それぞれの主な仕事は次のとおりです。

| 税理士 | 公認会計士 |
|---|---|
| 税務に関する専門家 <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告・調査立会い・不服申立てなどの代理や税務書類の作成をします。税務訴訟の補佐人として出廷・陳述します。 ●会社や個人からの依頼にもとづいて仕事をしています。 | 会計監査の専門家 <ul style="list-style-type: none"> ●企業や団体の会計が法令規則にもとづいて正しく表示されているか、監査を行い、その証明を行います。 ●主に株式を公開している企業の依頼にもとづいて仕事をしています。 |
| 所管：財務省 会員数：74,945人 （税理士法人をふくむ、2015年5月31日現在） | 所管：金融庁 会員数：27,322人 （監査法人等をふくむ、2015年5月31日現在） |

(5) 税理士になるには



Q1 どうすれば、税理士になれるのですか？



A1 まず国家試験である税理士試験に合格することが必要です。そして税理士事務所などで「租税または会計に関する事務」の実務経験が2年以上あれば、日本税理士会連合会に登録して税理士として仕事をすることができるようになります。^{▶1}

▶1 税理士試験合格者以外にも、試験免除者・弁護士・公認会計士も税理士の登録をすることができます。



Q2 税理士試験は誰でも受けられるのですか？



A2 税理士試験を受験できる人は、次のいずれかに該当する人となります。

- ① 法学部、経済学部、商学部、経営学部などの大学又は短期大学を卒業した人
- ② ①の学部以外でも法律学・経済学の科目を履修し大学又は短期大学を卒業した人
- ③ 大学3年生以上で法律学・経済学などの必要単位をすでに履修した人
- ④ 専門学校修了者で法律学又は経済学に属する科目を履修した人
- ⑤ 日商簿記検定1級合格者・全経簿記検定上級合格者
- ⑥ 税理士事務所などで会計に関する仕事を2年以上経験した人など



Q3 試験は年に何回いつごろ行っているのですか？



A3 税理士試験は、年1回毎年8月ごろに行われています。なお合格発表は例年12月中旬です。



Q4 試験の科目などを教えてください。



A4 会計学に属する科目2科目（簿記論と財務諸表論）と税法に属する科目7科目（法人税、所得税など）のうち3科目合わせて5科目を合格しなければなりません。ただ、科目合格制をとっていますので、1回の試験で5科目すべて合格しなくてもかまいません。1度合格した科目は一生有効です。^{▶2}

▶2 税法に属する科目は、所得税法・法人税法・相続税法・消費税法または酒税法・国税徴収法・住民税または事業税・固定資産税があります。このうち3科目の合格が必要です。なお、所得税法と法人税法は必ず1科目以上合格しなければなりません。法律学・経済学の大学院で修士号を取得した場合には、一部試験科目の免除を申請することができます。



Q5 合格者はどのくらいなのですか？



A5 各科目の合格率は約9～18%です。平成26年度では、全国で41,031人受験して5科目合格した人は910人でした。ほとんどの人が数年をかけて合格しています。



Q6 合格したら、どのような形で仕事ができるのですか？



A6 日本税理士会連合会に登録することで「税理士」としての仕事を行うことができます。税務に関する専門家として会社や自営業者と顧問契約をするケースが一般的です。また、税理士が2名以上で「税理士法人」をつくることもでき、一般企業に勤務する人もいます。



所得税の確定申告書の書き方

中村大輔さんの申告

右は大学に通いながらアルバイトをしている中村大輔さんの源泉徴収票です。p.18～p.23を参照しながら、中村さんの申告書を書いてみましょう。中村さんは独身で、自分で支払っている保険料などはありません。所得は給与所得だけです。確定申告書には、AとBがありますが、中村さんの場合は給与所得だけで予定納税額（p.20の8参照）がないので、p.41の「確定申告書A」を使って計算します。

※ 税制改正等により様式が変更される場合があります。

| 平成 27 年分 給与所得の源泉徴収票 | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------|-------------|------------|-----------|-------------|------------------|--------------|-------------|----------|
| 支払を受ける者 | 住所又は居所 | 東京都新宿区五軒町1 | | | 氏名 | 中村 大輔 | | | |
| 種別 | 支払金額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額 | 源泉徴収税額 | | | | | |
| 給料 | 1,150,000 | | | 15,100 | | | | | |
| 控除対象配偶者の有無等 | 配偶者特別控除の額 | 控除対象扶養親族の数 | 障害者の数 | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 | | |
| ○ | | 0 | 0 | | | | | | |
| ⑨ | 住宅借入金等特別控除可能額 | 国民年金保険料等の金額 | 全通互恵保険料の金額 | 雇者の合計所得 | 新個人年金保険料の金額 | 旧個人年金保険料の金額 | 旧生命保険料の金額 | 旧長期預金保険料の金額 | |
| | | | | | | | | | |
| 扶養親族 | 未成年者 | 外国人 | 死亡退職 | 本人が障害者 | 寡婦 | 寡 | 勤学生 | 中途就・退職 | 受給者生年月日 |
| ○ | | | | | | | | ○ 27 10 31 | ○ 7 3 15 |
| 支払者 | 住所(居所)又は所在地 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷1 | | | 氏名又は称 | トウゼイ 株式会社 | | | |
| | | | | | | (電話)03-0123-XXXX | | | |

収入金額等

所得金額

▶ 1 所得金額が38万円以下の場合親の扶養親族になります。中村さんはこの金額が50万円なので親の扶養親族にはなれません。

所得から差し引かれる金額

税金の計算

還付される金額

還付される税金の受取場所

申告

- 「給与所得の源泉徴収票」の支払金額1,150,000円を②に記入します。
- 「給与所得控除後の金額」が給与の「所得金額」になります。
 - 中村さんは年末調整を受けていないので、ここの欄の記載がありません。中村さんの給与所得金額の計算をします。
 - 給与所得金額 = 給与収入金額 - 給与所得控除額です。
 - p.22の「給与所得控除額の速算表」を使って給与所得控除額を計算します。年収額115万円に該当する給与所得控除額は65万円です。
 - 所得金額は1,150,000円 - 650,000円 = 500,000円これを①と⑤に記入します。
- p.19の表2を参考にしながら、それぞれ該当する欄に記入します。

中村さんが該当する控除は「勤労学生控除」です。これは⑤の金額が650,000円以下の場合に適用されます。控除額270,000円を⑪に記入します。次に、申告する人はすべて「基礎控除」380,000円を⑮に記入します。⑪と⑮の合計金額650,000円を⑯および⑳に記入します。
- ⑤ - ⑳で㉑の計算をします。

中村さんの場合、㉑は金額がマイナスになるため、ここには何も記入せず、㉒に0と書きます。

中村さんが平成27年にアルバイトで得た115万円については所得税がかからないことがわかりました。
- 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額15,100円を㉓と㉔に書き込みます。この金額が還付される額です。
- 希望する受取方法を記入します。郵便局で受け取りたいのであれば、その郵便局名を、自分の預金口座に振り込んでほしいのであれば、金融機関名、本店あるいは支店名、預金の種類と口座番号を記入してください。原則として、本人名義の口座に限ります。
- 住所氏名欄に記入のうえ印鑑を押し、申告します。住所地所轄の税務署へ直接提出するか郵送します。提出すると收受印を押した控えを返してくれますので保存しておきましょう（書面による申告にかわり、パソコンを利用した電子申告が可能です）。

【解答はp.2】

税務署長 平成 年 月 日 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

FA0110

第一表 (平成二十六年分以降用)

住所 (又は居所) 平成 年 1 月 1 日の住所

フリガナ 氏名 性別 世帯主の氏名 世帯主の続柄 男 女 生年 月 日 電話番号 自宅・勤務先・携帯

(単位は円)

| | | | |
|--------------|--------------|---|------|
| 収入金額等 | 給与 | ⑦ | |
| | 公的年金等 | ① | |
| | その他 | ② | |
| | 雑 | ③ | |
| 所得金額 | 配当 | ④ | |
| | 一時 | ⑤ | |
| | 合計 | ⑥ | |
| | 社会保険料控除 | ⑦ | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | ⑧ | |
| 所得から差し引かれる金額 | 生命保険料控除 | ⑨ | |
| | 地震保険料控除 | ⑩ | |
| | 寡婦・寡夫控除 | ⑪ | 0000 |
| | 勤労学生・障害者控除 | ⑫ | 0000 |
| | 配偶者(特別)控除 | ⑬ | 0000 |
| | 扶養控除 | ⑭ | 0000 |
| | 基礎控除 | ⑮ | 0000 |
| | ⑥から⑮までの計 | ⑯ | |
| | 雑損控除 | ⑰ | |
| | 医療費控除 | ⑱ | |
| 寄附金控除 | ⑲ | | |
| 合計 | ⑳ | | |

| | | | |
|-----|----------------------------------|---|-----|
| 税金 | 課税される所得金額 (5-20) | ⑳ | 000 |
| | 上の㉑に対する税額 | ㉒ | |
| | 配当控除 | ㉓ | |
| | (特定増改築等)区分 | ㉔ | |
| | 住宅借入金等特別控除 | ㉕ | |
| | 政党等寄附金等特別控除 | ㉖ | |
| | 住宅耐震改修特別控除 | ㉗ | |
| | 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 | ㉘ | |
| | 差引所得税額 | ㉙ | |
| | 災害減免額 | ㉚ | |
| 計算 | 再差引所得税額 (基準所得税額) | ㉛ | |
| | 復興特別所得税額 (㉜ × 2.1%) | ㉝ | |
| | 所得税及び復興特別所得税の額 | ㉞ | |
| | 外国税額控除 | ㉟ | |
| | 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 | ㊱ | |
| | 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 | ㊲ | 00 |
| | 還付される税金 | ㊳ | |
| | 配偶者の合計所得金額 | ㊴ | |
| | 雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額 | ㊵ | |
| | 未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 | ㊶ | |
| その他 | 申告期限までに納付する金額 | ㊷ | 00 |
| | 延納届出額 | ㊸ | 000 |

※ 復興特別所得税額㉝欄の記入をお忘れなく。

税理士 (署名押印) 電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

還付される税金の受取場所 銀行・組合 本店・支店 出張所 農協・漁協 本所・支所

郵便局 預金種類 普通 当座 納税準備貯蓄

口座番号 記号番号

整理欄 区分 A B C D E F G H I J K L

異動管理納管 年 月 日 通信日付印 年 月 日

事績 住民 検算 一連番号

※ 税制改正等により様式が変更される場合があります。

東京税理士会納税者支援センター

東京税理士会成年後見支援センター

開設時間

午前 10 時～午後 4 時
(受付は 3 時半まで)

休室日

土・日・祝日及び
夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談
相談専用電話 03-3356-7137

開設時間

午前 10 時～午後 4 時
(受付は 3 時半まで)

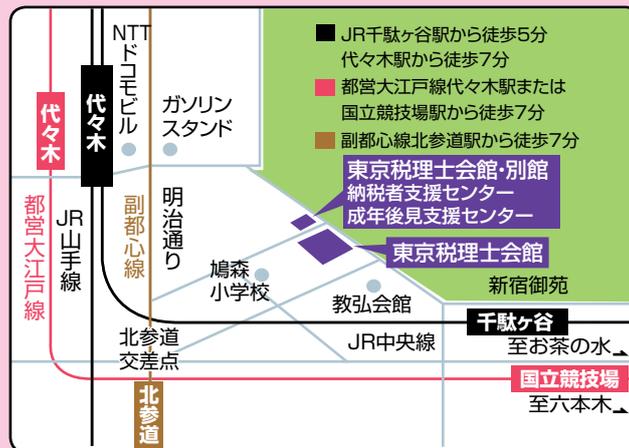
休室日

土・日・祝日及び
夏期、年末年始等

相談方法

面接または電話による相談
相談専用電話 03-3356-4421

〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
(東京税理士会館・別館内)



東京税理士会ホームページ
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

(高等学校学習指導要領準拠)

知っておきたい税のはなし

平成 16 年 12 月 初 版 発 行
平成 27 年 8 月 平成 27 年度版発行

編 集 東京税理士会 租税教育推進部
発 行 東京税理士会

〒 151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6
TEL 03-3356-4461 FAX 03-3356-4469
<http://www.tokyozeirishikai.or.jp/>

編集協力・印刷 株式会社 清水書院

(本冊子は再生紙を使用しています)